

第2章 各種環境施策

第1節 脱炭素社会の構築



地球温暖化は、地球全体の気候を大きく変える「気候変動」を引き起します。世界各地では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加が拡大し、それに伴って洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されており、「気候危機」とも言われるようになりました。

各国の気候変動に関する政策に、科学的な基礎を与るために設立された政府間組織である「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC*)が公表した「1.5°C特別報告書」において、「気候変動の影響を小さく収めるためには、気温の上昇を1.5°Cにとどめること」が求められています。また、第6次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされました。これらの科学的知見を踏まえ、国際社会では、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、各国の温室効果ガス削減目標の再検討が求められるとともに、世界の気温上昇を1.5°Cに抑える努力を追求することが合意されました。

わが国では、2020年10月に、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす宣言がなされ、2021年4月には、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。2025年2月には、1.5°C目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することをめざす、新たな削減目標を国連に提出し、「地球温暖化対策計画」の改定が行われるなど、脱炭素化の取組みが加速しています。

1 地球温暖化対策に関する計画等

(1) 大阪市地球温暖化対策実行計画[区域施策編]

大阪市では、「大阪市地球温暖化対策実行計画[区域施策編]」において、2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現をめざしています。2022年10月に、同計画を改定し、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比30%削減から50%削減に引き上げました。また、御堂筋エリアが「脱炭素先行地域」に選定されたことなどを踏まえ、2024年5月に同計画を一部見直しました。さらに、大阪・関西万博で披露された新しい脱炭素技術の実証・実装など、目標達成に向けて脱炭素化を一層強力に推進するため、2025年度中に同計画を改定する予定です。

本計画に基づき、市域からの温室効果ガス排出量を削減するため、再エネの普及拡大による化

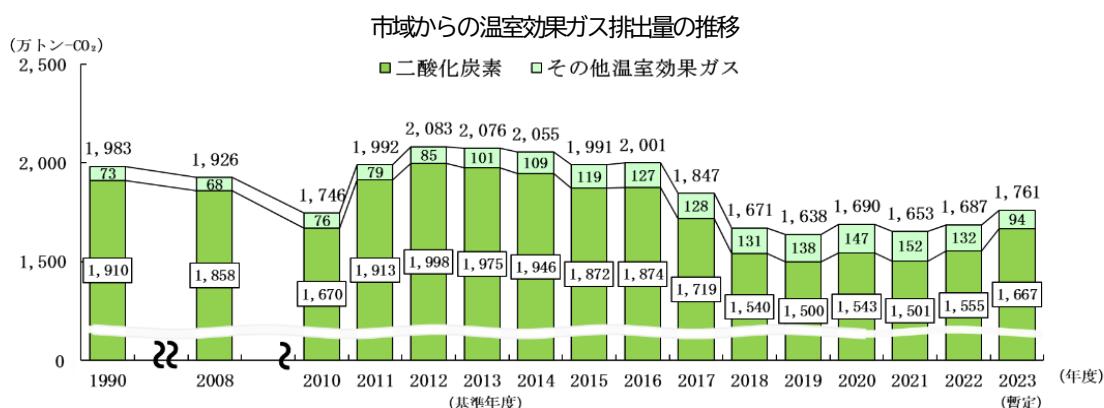
石燃料からの転換、徹底したエネルギー消費の抑制とエネルギー効率の向上によりエネルギー使用量を削減し、それでも削減しきれないものを吸収源対策等の域外貢献で補うこと(オフセット)により、「ゼロカーボン おおさか」の実現をめざします。

なお、本計画は、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画として、温室効果ガスの排出を削減する取組み(緩和策)を行ったとしても、温暖化の進行により生じる、もしくはすでに生じている避けることのできない影響を防止、軽減する取組みとして、気候変動への適応策についても定め、施策の充実・強化を進めています。

(2) 市域からの温室効果ガス排出量

これまでの地球温暖化対策の取組みにより、2023年度における大阪市域からの温室効果ガス排出量は

2013年度比で約15%減となっています。



(注) 2023年度排出量は、算定に用いた各種施設等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値。

(3) 大阪市域における部門別CO₂排出量の推移

2023年度に大阪市域で排出された温室効果ガスの約95%はCO₂となっています。

2023年度における部門別排出量を2013年度と比較すると、産業部門(製造業など)、業務部門(オフィスなど)、家庭部門、運輸部門(自動車・鉄道)はそれぞれ減少していますが、廃棄物部門は増加しています。

部門別CO₂の推移

部門	2013年度 排出量 (万t-CO ₂)	2023年度 排出量 (万t-CO ₂)	増減率
産業	594	522	▲ 12.1%
業務	624	448	▲ 28.2%
家庭	438	394	▲ 10.2%
運輸	269	240	▲ 10.7%
廃棄物	50	63	26.4%
合計	1,975	1,667	▲ 15.6%

2 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用

(1) 再生可能エネルギーの活用

① 市有施設への太陽光発電設備の設置

大阪市では、脱炭素型の仕組みを組み込んだまちづくりを促進するため、市有施設等への再エネ等の導入を推進しており、市有施設への太陽光発電設備の導入量の合計は令和6年度末現在、263施設、発電出力は約9,000kW(9MW)となっています(下記、屋根貸し事業分を含む)。

また、小中学校の校舎や体育館の屋上を活用し、民間事業者が太陽光発電設備を設置して発電を行う、いわゆる「屋根貸し事業」を実施しており、現地調査により設置可能とした181校を対象に、平成30年度から令和2年度までに約6,800kW(6.8MW)の太陽光発電設備の設置が完了しました。

② 「大阪ひかりの森」「大阪ひかりの泉」プロジェクト

都市部において再エネを導入するとともに、官民協働による環境教育や地域貢献に寄与することを目的に、臨海部埋立地の夢洲にある一般廃棄物処分場を活用し、民間事業者と連携して、平成25年11月から1万kW(10MW)規模の大規模太陽光発電(メガソーラー)事業(「大阪ひかりの森」プロジェクト)を実施しています。

また、平成26年5月からコスモスクエア海浜緑地計画地を活用し、民間事業者による、2,000kW(2MW)規模のメガソーラー事業(「大阪ひかりの泉」プロジェクト)が実施されています。

③ 再生可能エネルギーの調達の促進

「おおさかスマートエネルギープラン」では、エネルギーの大消費地として、エネルギーの「地産地消」推進とともに、広域的な再エネの調達を推進しています。

令和3年3月には福島県浪江町と、令和6年3月には一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会

(4) おおさかスマートエネルギープラン

大阪市では、大阪府とともに、2030年度までに府市が一体となって実施するエネルギー関連施策の取組みの方向性を提示した「おおさかスマートエネルギープラン」を2021年3月に策定しました。

同プランに基づき、再エネの利用率の倍増、エネルギー効率の向上をめざして、取組みを進めています。

目標(2030年度)	
自立・分散型エネルギー導入量 (太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量)	250万kW以上
再エネ利用率 (電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率)	35%以上
エネルギー利用効率 (府内総生産あたりのエネルギー消費量)	40%以上改善 (2012年度比)

(FOURE)と再エネの活用を通じた連携協定を締結しており、市域外の再エネ適地からの調達を促進しています。これらの取組みを通じ、住民・地域企業が相互に主体となって地域の脱炭素化を推進するとともに、地域活力の創出も含めた連携の取組みを進めています。



FOUREとの連携協定締結式典

(2) 都市インフラ等における未利用エネルギーの活用

① ごみ焼却余熱の活用

ごみ焼却工場では、ごみ焼却余熱を利用して発電するとともに、稼動6工場のうち3工場では、近隣施設へ蒸気供給しています。令和6年度におけるごみ焼却工場での焼却余熱による発電実績は、約5億1千万kWh/年であり、工場での消費分を除いた小売電気事業者等への送電電力量は、約3億3千万kWh/年となっています。

② 下水処理過程で発生する資源の有効利用

下水処理過程で発生する汚泥*や消化ガスの有効利用を進めています。

汚泥の有効利用においては、平成26年4月より、PFI(民間の技術等の活用)による汚泥固形燃料化施

設を供用開始し、令和6年度は約7,345トンの石炭代替燃料が生成され、火力発電所で有効利用されました。

また、消化ガスの有効利用については、6下水処理場(中浜、津守、大野、海老江、放出、住之江)において、発生した消化ガスのほぼ100%を有効利用しており、うち4下水処理場(大野、海老江、放出、住之江)においては、固定価格買取制度(FIT)を活用した消化ガス発電事業を行っています。

(3) 上水道施設における小水力発電

配水池流入水の残存水圧を利用した小水力発電設備を導入し、再エネの利用向上を進めています。

長居配水場、咲洲配水場では発電した電力を配水泵ポンプ運転用動力の一部として利用することで商用電力の消費を抑制しています。

また、泉尾配水場では、固定価格買取制度(FIT)を活用した全量売電を行っています。



長居水力発電設備

〔導入年度〕

- ・平成16年度 長居配水場
- ・平成25年度 泉尾配水場
- ・平成30年度 咲洲配水場

(3) 帯水層蓄熱の活用

大阪市内には地下水が豊かで、地上には熱需要の高い建築物が集中しているため、地中熱利用の適地と考えられています。これまで、地中熱利用の一つである帯水層蓄熱のポテンシャル(市内)に関する情報をマップ化・公開するとともに、産学官連携による実証事業を実施してきました。実証成果をもとに国家戦略特区による地下水採取規制の緩和を提案し、令和元年9月にうめきた2期地区において特区が認められ、帯水層蓄熱システムが導入されました。

令和元年度には、舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)において、帯水層蓄熱システムを導入し、ここでのデータ等をもとに、国に対してさらなる規制緩和を提案しました。

大阪・関西万博でも帯水層蓄熱システムが導入され、

会場内の冷房に活用されました。

今後、先行事例を活用した情報発信などに取り組み、帯水層蓄熱システムの普及拡大をめざします。

(4) 水素エネルギーの活用

水素エネルギーの利活用の拡大や水素・燃料電池関連産業振興の機運の醸成に関する今後の方向性を示した「H₂Osakaビジョン」(平成28年3月策定)の実現に向け、大阪府・堺市との連携のもと、産学官が結集するプラットフォーム*「H₂Osakaビジョン推進会議」を設置し、市民等への水素エネルギーに関する情報発信とともに、新たな水素プロジェクトの創出をめざし、事業者間の交流やアイデア創出を図る「場」を提供しています。令和4年5月には、大阪・関西万博を契機に、産学官が一体となって取組みを推進するため、新たに「H₂Osakaビジョン2022」を策定し、「水素社会」の実現に取り組んでいます。

大阪市では、わが国有数のエネルギーの需要地であるという地域性を活かし、新たな技術開発・実証プロジェクトの検討・事業化に取り組んでおり、令和4年度から環境省の「既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業」によるメタネーション実証事業に協力しています。本技術は大阪・関西万博でも実証事業として導入され、再エネ由来の水素と会場内で発生する生ごみ由来のバイオガスや大気中のCO₂等から都市ガスの主成分であるメタンを生成し、迎賓館の厨房等で活用されました。

また、水素に関する正しい知識の普及のため、民間企業等と連携した啓発活動を実施しています。

(5) その他再生可能エネルギー等の活用

業務ビルを対象として、3D都市モデルを活用し、壁面などへの設置が期待されている次世代型太陽電池のポテンシャルの算出や、市域のCO₂削減シミュレーションなどを実施してきました。これらの結果も踏まえ、VPP*など都市部における再エネの活用に向けた取組みやエネルギーの面向的利用*についても検討していきます。

3 徹底した省エネルギーの推進

(1) 事業者における省エネ対策の促進

再エネの導入やエネルギーの効率的な利用の促進を図る拠点として、大阪府とともに「おおさかスマートエネルギーセンター」を平成25年4月に設置しました。同センターでは、省エネ機器の導入及び住宅・建築物の省エネ化をはじめ、創エネ・蓄エネにかかる質問や相談をワンストップで受けるとともに、設備導入にかかる各種支援制度の紹介、再エネ設備の共同購入や再エネ電力調達のマッチングなど様々な事業に取り組んでいます。

また、大阪市独自の取組みとして、中小事業者の実効性のある環境負荷低減活動の実施とコスト削減を図るために、エコアクション21*などのEMS(環境マネジメントシステム)の普及啓発(セミナー開催等)や事業活動における使用電力の再エネ化を促進する仕組みづくりを検討するなど、事業者による省エネやCO₂排出量削減を促進しています。

(2) ライフスタイルの変革

大阪市では、大阪府とともに、大阪市をフィールドにナッジ*を活用した啓発による省エネ行動の変容を検証する取組みへ参画するなど、環境ファーストの選択が自然となるような仕掛けづくりに積極的に携わっています。

(3) 省エネ住宅、ZEB*・ZEH*の普及促進

住宅ストックの省エネ性能の向上を図るために、民間の既存住宅の所有者等に対し、開口部(外気に接する窓又はドア)、躯体等(天井、屋根、外壁又は床)、設備等の省エネ改修工事費の一部を補助しています。令和5

年10月から受付を開始し、令和6年度の実績は175戸でした。さらに、既存分譲マンションにおける勉強会などに専門家を派遣し、省エネ改修を促進しています。

ZEHの普及に向けては、住宅展示場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業(令和6年度府内8棟)、セミナーの開催やZEH紹介動画の公開などを行っています。

また、大阪市では市有施設のZEB化に向けた事業化の検討を行い、本市初となるZEB化(ZEB Oriented認証取得)施設である中之島小中一貫校が、令和6年4月に開校しました。

4 移動の脱炭素化

(1) 公共交通の整備と利用促進

2031年の開業をめざしてなにわ筋線の整備を進めるなど、鉄道の利便性の向上に取り組むほか、公共交通の整備を促進し、パークアンドライド*の推進を図るなど過度な自動車交通の抑制を図っています。

(2) 自転車の活用促進

自転車活用推進法が施行されたことを踏まえ、大阪市として自転車活用を総合的かつ計画的に進めるため、平成31年3月に「大阪市自転車活用推進計画」を策定(令和4年12月改定)しています。本計画に基づき、自転車活用を推進していくための施策として、幹線道路における自転車ネットワークの形成に向けた自転車通行環境の整備を進めるとともに、駐輪場の確保に努めています。

自転車通行帯等のこれまでの整備状況
(令和元年度～令和6年度):約65km

(3) 次世代自動車*の普及促進

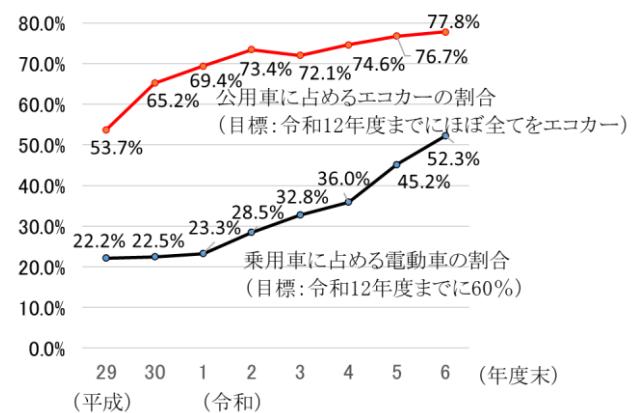
大阪市では、自動車の脱炭素化を推進するため、令和3年3月に「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」(以下「取組方針」という。)を策定し、公用車(乗用車)に電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池自動車(FCV)を率先して導入するとともに、充電設備等のインフラの設置拡大や情報発信等により、市民や事業者への電動車*をはじめとする次世代自動車の普及促進に取り組んでいます。

① 公用車への次世代自動車の導入

取組方針では、エコカー(次世代自動車・低燃費かつ低排出ガス認定車*)を選択する余地のない公用車を除き、2030度までにほぼすべての公用車をエコカーとするとともに、公用車のうち乗用車については電動車の割合を60%以上とすることをめざしています。

令和6年度末時点の全公用車 1,572台(エコカー

を選定できない車両を除く)のうち 1,223台(77.8%)がエコカーで、その内訳は次世代自動車が698台(EV25台、PHV6台、FCV1台、HV107台、クリーンディーゼル車559台)、低燃費かつ低排出ガス認定車が525台となっています。また、乗用車(176台)に占める電動車(92台)の割合は、52.3%となっています。

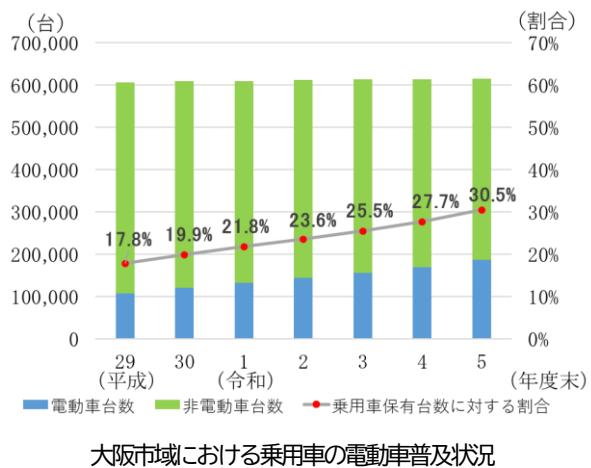


公用車に係る取組方針達成状況

② 市民や事業者への次世代自動車の普及促進

取組方針では、大阪市域における乗用車の保有台数について、2030年度までに電動車の割合を50%(EV18%、FCV2%、HV30%)とすることをめざしています。令和5年度末時点の電動車の割合は30.5%となっています。

EVの普及促進を図るために、外出先での充電環境の拡充が必要です。令和7年3月末時点で大阪市関連施設等に倍速充電設備を25基、急速充電設備を9基、テスラスーパーチャージャー5基を設置し、一般開放を行っています(民間事業者、指定管理者等による設置分を含む)。



③ 集合住宅における充電設備の設置促進

外出先での充電環境の拡充に加えて重要なのが自宅における充電環境の整備です。世帯数の7割が集合住宅に居住する大阪市においては、集合住宅の充電環境整備を一層促進する必要があります。集合住宅に対しては、国が充電設備設置費用の一部を補助(設備費の2分の1以内、工事費の全額(上限あり))していますが、普及が進んでいないのが現状です。そこで、集合住宅側の負担感を軽減し、充電設備の設置の促進を図るため、令和7年度から国の補助に加えて大阪市が設備費の一部等を補助しています。

④ 燃料電池自動車(FCV)の導入・普及促進

FCVの普及促進に向けては、水素ステーションの整備拡大が必要不可欠です。令和6年度末現在の水素ステーション数は、府内8か所、うち市内3か所となっています。

令和7年1月には、在阪の行政機関や民間事業者で構成される「おおさか水素ステーション整備促進協議会」が設置され、大阪市も参画しています。市域・府域における燃料電池トラック(FCトラック)など燃料電池商用車(FC商用車)の導入拡大や、FC商用車に対応した水素ステーション整備を促進するうえでの課題や対応策、運用方策等について整理・検討等を行い、FC商用車の導入拡大に向けた取組みの検討を進めています。

また、令和2年12月に民間事業者と締結した「エネルギー関連施策の推進に係る連携協定」等に基づき、公用車として導入したFCVを活用し、地域イベントでの普及啓発を実施するなど、様々な主体と連携し、水素の社会受容性の向上やFCV等次世代自動車の普及に取り組んでいます。

⑤ 万博を契機とするバス事業者の脱炭素化の促進

大阪・関西万博の会場へのクリーンな移動手段を確保し、万博を契機に府域のバスのゼロエミッション化を促進するため、令和4年度から令和6年度まで、国の制度と連携し、大阪府市が万博へのアクセスを担う駅シャトルバス、パークアンドライドバスへのEVバス/FCバスの導入経費の一部を補助する事業を実施しました。

- ・令和4年度導入台数:EVバス 18台
- ・令和5年度導入台数:EVバス 39台
- ・令和6年度導入台数:EVバス 32台、FCバス1台

⑥ 電力需給調整力の強化等に向けたV2X*等の普及促進

地域の脱炭素化とも調和のとれる災害に強い自立・分散型エネルギー・システムの実現に向け、電力需給調整力として蓄電池を有するEV等と建物や設備との間で充放電することや、災害停電時の電源の確保につながるようEV等から放電することができるV2X及び外部給電器の導入を普及促進しています。

令和3年度にはV2Xシステムを生野区役所に構築しており、区民まつりなどを通じ、その効果を市民・事業者に普及啓発していくことで、家庭や事務所ビルでのV2Xの導入を促進しています。

また、令和4年度から令和5年度にかけて、EVを導入している区役所等に避難所などに持ち運びができる外部給電器を配備し、災害対応力の向上を図りました。

(4) エコドライブ*の促進

大阪市が参画する「大阪自動車環境対策推進会議」(大阪府域における自動車環境対策を積極的に推進する組織)において、府下市町村や会議構成機関、「おおさか電動車協働普及サポートネット」等の関係団体と連携し、エコドライブ講習会の開催、環境関連イベントや公共施設等での普及啓発、普及啓発物(エコドライブステッカー、事業者の取組事例集等)の配布など、エコドライブの普及啓発活動を行っています。

(5) 道路交通の円滑化

自動車交通の円滑化に向け、道路の整備(鉄道との交差を含む)や改良を行い、交通阻害の解消を図ります。加えて、大阪市ホームページに駐車場情報を掲載するなど、情報提供に努めています。これらの取組みを通して、都市環境の改善をめざしています。

5 脱炭素型のまちづくり

(1) 建築物の環境配慮

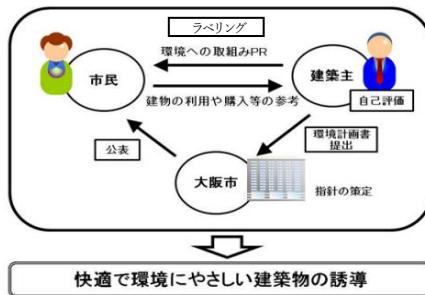
建築物の環境への配慮を促進するため、「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」(平成24年4月施行)に基づき、建築物の環境配慮制度を実施し、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図っています。

① CASBEE* 大阪みらい

一定規模以上の建築物の環境品質・性能と環境負荷の低減等に係る計画書の届出を求め、その概要を大阪市のホームページ等で広く市民に公表しています。

② 省エネ基準適合の促進

一定規模以上の建築物に対して、建築物省エネ法では対象としていない「住宅以外の建築物における断熱性能などの外皮性能への適合」や「住宅における省エネ基準(外皮性能とエネルギー消費量)への適合」について条例により適合を求めています。



快適で環境にやさしい建築物の誘導

③ 再生可能エネルギー利用設備導入の促進

一定規模以上の建築物について、太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の導入を検討するよう求めています。

④ 建築物環境性能表示制度(ラベリング)

一定規模以上のマンションなどの募集広告等や工事現場に、環境性能を表示することを求めています。

⑤ 表彰制度

環境配慮に優れた物件を「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰しています。



<ラベリング>

延床面積	CASBEE大阪みらい	ラベリング	省エネ基準適合		再生可能エネルギー利用設備導入検討	表彰
			住宅以外	住宅		
10,000m ² 以上	届出義務	・広告への表示義務 ・工事現場への表示義務	適合義務(注1)	適合義務(高さ60m超のみ)	検討義務	
2,000m ² 以上	届出(任意)	広告への表示(任意)	適合義務(注2)			環境配慮に優れた建築物を表彰
300m ² 以上	届出(任意)	広告への表示(任意)				

(注1)建築物省エネ法により一次エネルギー消費量を、市条例により外皮性能を適合義務

(注2)建築物省エネ法により一次エネルギー消費量を適合義務

<建築物の環境配慮制度の対象建築物>

(2) 脱炭素型都市の拠点形成

水と緑豊かな都市環境の創出に取り組む「うめきた(大阪駅北地区)」、効率的なエネルギーの活用など環境に配慮したまちづくりが進められている「中之島地区」、大阪・関西万博の会場を含む「夢洲・咲洲地区」、大阪有数の業務集積地区である「御堂筋周辺地区」など、大阪の成長をけん引する地区・地域の特性を活かした脱炭素型のまちづくりに取り組んでいます。

① うめきた(大阪駅北地区)

豊かな帯水層に恵まれている大阪の地域特性に即した取組みとして、国家戦略特区による規制緩和制度

を活用し、省エネ・省CO₂効果の高い帯水層蓄熱システムや街区間での熱融通を行い、まち全体のエネルギー効率を向上させる地域冷暖房システムを導入しています。

② 中之島地区

中之島地区では、河川沿いの歩行者専用道路や地区中央部を貫く歩行者動線(中央緑道)等の整備を進めています。また、河川に挟まれた特徴的な地形を活かし、河川水利用による地域冷暖房システムが導入されており、大阪中之島美術館でも同システムを導入しています。

③ 夢洲・咲洲地区

夢洲地区において、民間事業者と連携して、大規模太陽光発電(メガソーラー)事業を実施しています。

大阪・関西万博では、会場内インフラとして帯水層蓄熱システムが導入されたほか、ペロブスカイト太陽電池やメタネーション技術、水素燃料電池船など、様々な新しい脱炭素技術を実証・実装する取組みが進められました。

④ 御堂筋周辺地区

市内中心部の業務集積地区である当該地区は、2023年11月に環境省から「脱炭素先行地域」に選定されており、2030年度までに先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロをめざし、他のエリアへの今後の展開も見据えた脱炭素化モデルの形成に取り組んでいます。

当エリア沿道のビルや市役所本庁舎では、国の交付金を活用したLED照明、高効率空調、太陽光発電などの導入により、徹底した省エネと再エネ導入を進めるとともに、市内の住宅や小中学校からの再エネ供給、さらに一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会(FOURE)等との連携による全国の再エネ適地に裨益する新たな再エネ調達スキームや本スキームを活用したOSAKA再生可能エネルギー地産地消プロジェクト等により、再エネ確保が難しい大都市中心市街地での脱炭素化を推進します。

さらに、車から人中心のみちへの道路空間再編に合わせて、自立・分散型電源の導入等による業務継続地区(BCD)の構築や建物のZEB化により、脱炭素の取組みとの相乗効果から魅力的な都市の歩行空間の形成と災害時のレジリエンス向上を図ります。

これらの取組みを持続可能な都市の新たなモデルとして、国内外に発信します。

また、御堂筋周辺の再開発においては、エネルギー面的利用の導入が計画されています。

(3) 環境・エネルギー産業の振興

今後の新たなエネルギー・脱炭素技術等の開発に向けては、これまで以上に多様な技術やバックグラウンドをもつ企業の交流・連携が重要となることから、水素の利活用推進については、「H₂Osaka ビジョン推進会議」を活用し、大阪・関西万博での利活用策や新たなプロジェクトを検討・実施するとともに、脱炭素化については、帯水層蓄熱システムの導入拡大に係る技術開発に向けて臨海地区を実証フィールドとして提供するなど、環境・エネルギー関連産業の振興の取組みを推進しています。

また、「大阪環境産業振興センター(おおさか ATC

グリーンエコプラザ)」では、環境ビジネスや環境経営に取り組む企業・団体の紹介、関連中小企業の環境ビジネス機会の創出、ビジネス交流の場を提供することで環境関連産業の振興を図っています。



ホームページ
<https://www.ecoplaz.a.gr.jp/>



大阪環境産業振興センター（おおさか ATC グリーンエコプラザ）

(4) 公共施設における対策の推進

① ESCO事業の推進

ESCO(Energy Service Company)事業とは、ESCO事業者が工場やビル等の施設に対し、省エネに必要な設備改修や維持管理などの包括的なサービスを提供し、そこから生じる光熱水費等の削減額の一部を経費として受け取る事業です。令和6年度は、中央図書館・中央卸売市場本場・平野区役所など計43施設において、省エネサービスを実施しています。

② 市有施設の照明灯LED化

市有施設の省エネ化及び光熱費の効果的な削減を図るため、ESCO事業の手法により照明灯をLED化する省エネ改修を行っています(令和6年度末 54施設で実施)。

③ 市有施設への自己託送

令和6年4月から大阪市と大阪広域環境施設組合は、西淀工場で発電した電力について自己託送制度*を活用して、市役所本庁舎など市有110施設へ自己託送電力及び再エネ100%電力を供給する取組みを実施し、市有施設の脱炭素化を図っています。

(5) フロン対策

大阪市では自動車リサイクル法に基づき、引取業者(使用済自動車の引取りを行う事業者)及びフロン類回収業者(カーエアコンからフロン類を回収する事業者)の登録事務を実施しています。また、フロン排出抑制法に基づいて市有施設において空調機器等の点検や、機器の更新を行うこと等により、使用時のフロン漏えい対策に取り組んでいます。

(6) 民間開発における環境配慮の促進

既存の用途地域等に基づく用途・容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市再生特別地区をはじめ、特定街区等都市計画制度を活用する場合において、屋上緑化・エネルギーの面的利用や省エネ・省資源など、地球環境に配慮した幅広い取組みを公共貢献要素として評価することにより、民間開発における環境配慮を促進しています。

(7) グリーンボンド*の発行

大阪市では、金融面からSDGsを推進するための取組みとして、グリーンボンドを発行しています。

グリーンボンドで調達した資金は、CO₂排出量を削減する緩和策や気候変動による自然災害の影響を軽減・回避する適応策に活用しています。

6 CO₂吸収源に関する取組み(国産木材の利用拡大)

木材の利用は地球温暖化防止や循環型社会の形成にも貢献するとともに、市民へのやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な空間の提供及びヒートアイランド現象の抑制に有用です。平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(令和3年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」へ改正)を受け、大阪市においても、平成28年3月に「大阪市公共建築物等における木材利用基本方針」を策定し、木材の利用促進に取り組んでいます。

大阪市では、CO₂吸収や災害防止など多面的機能を有する森林の整備・保全に必要な地方財源の確保のため、令和元年度に導入された森林環境譲与税を活用し、広く市民に木材の良さを感じてもらうため、

(8) 万博を契機とした温室効果ガス排出量の可視化・脱炭素化支援事業

令和5年度から、移動や宿泊等の観光分野に関わる事業者を対象に、脱炭素化支援セミナーを開催し、温室効果ガス排出量を可視化するツールの導入を働きかけています。また、修学旅行等を対象に、通常よりCO₂排出量が抑制される旅行(脱炭素化ツアー)の開発・PRなどを実施し、全国210の小中学校等に採用されました。



EXPOグリーンチャレンジアプリのチャレンジメニュー

生活に身近な区役所や図書館、動物園など公共施設の木質化を進め、保育所で使用する備品や小中学校の机・いすを国産木材で整備するなど、利用促進・普及啓発を行っています。



国産木材で整備した市民ロビー
(大阪市役所本庁舎)



国産木材で整備した
窓口スペース
(東成区役所)

7 気候変動への適応に関する取組み

温室効果ガスの排出を削減する取組み(緩和策)が世界的に進められてきましたが、最大限の取組みが行われたとしても、当面は温暖化が進行すると予測されています。そのため、すでに生じている、又は将来予測される気候変動の影響による被害を防止又は軽減する取組み(適応策)が重要であり、大阪市においても適応策の取組みを進めています。

(1) 水環境や水資源に関する取組み

市内河川及び海域において、47地点(うち大阪府実施5地点、近畿地方整備局実施4地点を含む)で水質の定点調査を実施し、公共用水域の水質汚濁状況を常時監視し、結果を公表しています。

水源の保全 水源での水質異常に係る対応のため、国及び各府県の関係機関、琵琶湖淀川水系から取水する水道事業体、大学等の研究・調査機関が連携し、情報連絡、情報交換しています。

(2) 自然生態系に関する取組み

大阪市立環境科学センターでは、市民の生活環境の保全を図り、健康の維持・増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、都市の緑や生物に関する調査・研究、大阪市内の外来生物の在来種への影響等の研究や、それら成果について市民向けに情報発信しています。

生物多様性に関する教育・啓発などの取組みを進め

ており、区と連携した環境学習事業でも生物多様性をテーマの一つとし、充実を図っています。

(3) 健康に関する取組み

ホームページで熱中症予防のポイントや応急措置について情報発信しています。



熱中症予防啓発動画

(4) 災害対応への取組み

河川管理者等が作成した浸水想定に沿った大阪市域の浸水区域図や避難に関する啓発コンテンツを作成し、ホームページやチラシ等にて、市民・事業者に情報発信しています。

将来想定されている気候変動に伴う降雨量の増大

に対応するため、従来計画の見直しを含めた新たな浸水対策計画を策定し、大規模な雨水排水施設の整備を進めていきます。

これらの大規模な雨水排水施設整備を補完するための局所対策として、ますの増設や枝線管渠のネットワーク化、公園事業と連携した雨水貯留浸透施設(グリーンインフラストラクチャー*)などの集中豪雨被害軽減対策を実施しています。

車両の水没の危険性があるアンダーパス構造の道路に、冠水注意や冠水状況をお知らせするための装置などの設置を進めるとともに、冠水が発生した場合には、道路の通行止めを行うなど、事故防止に努めています。

(5) グリーンインフラストラクチャーの推進

グリーンインフラストラクチャー(グリーンインフラ)の概念の浸透を図り、自然環境への配慮を行いつつ、浸水被害の防止・軽減やヒートアイランド現象の緩和など自然環境が有する機能の活用拡大を図ります。

8 大阪市役所における取組み

(1) 大阪市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]

大阪市役所は、事務事業に伴う温室効果ガスの排出量が市域の温室効果ガス排出量の約5%を占める多量排出事業者であることから、2021年3月に大阪広域環境施設組合(以下「組合」という。)と共同で「大阪市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]」を策定し、事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を推進してきましたが、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比50%とする政府実行計画(2021年10月閣議決定)等を踏まえ、2022年10月に同計画を改定しました。また、2024年3月に電力の脱炭素化に係る取組みを反映するなど一部内容を見直しました。

同計画では、組合を除く大阪市事務事業から排出される温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%を上回る削減とし、大阪市及び組合事務事業からの排出量は34.5%を上回る削減とすることを目標として、一層の温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでいます。

○ 計画の期間

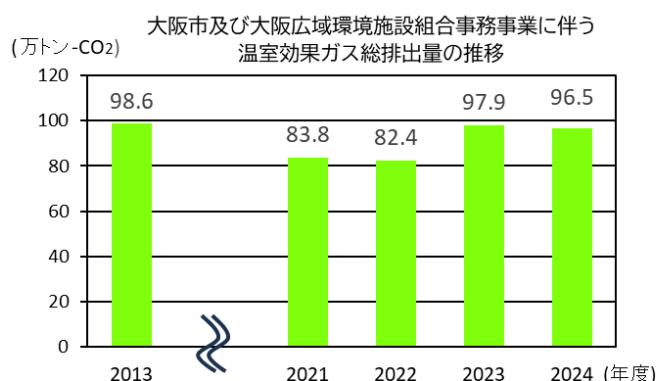
2021年度から2030年度までの10年間

○ 計画の目標(2013年度比)

大阪市事務事業(組合を除く) 50%を上回る削減
大阪市及び組合事務事業 34.5%を上回る削減

○ 2024年度実績(2013年度比)

大阪市事務事業(組合を除く) 25.4%削減
大阪市及び組合事務事業 2.1%削減



(2) 主な取組み

2024 年度は、LED 照明の導入等による既設公共施設の省エネ化、再エネ 100%電力の導入、自己託送による大阪市 110 施設への電力供給、下水処理方式の変更等による温室効果ガス発生量の低減等の取組みを実施しました。

2024 年度の大坂市及び大阪広域環境施設組合事務事業の温室効果ガス総排出量は 96.5 万トン-CO₂ となり、前年度と比較して 1.4 万トン-CO₂ の減少となりました。基準年度である 2013 年度からは 2.1% の減となっています。

【 2024年度 所属別の温室効果ガス排出量と主な取組内容 】

区分	温室効果ガス		主な取組み
	排出量 ^(注2) (万 t-CO ₂)	2013 年度比 削減率(%)	
大阪市事務事業 (大阪広域環境施設組合を除く)	39.9	▲25.4	—
環境局	1.4	▲57.6	○市設建築物の屋根の貸出しによる太陽光発電の実施 ○自己託送による大阪市 110 施設への電力の供給
建設局	18.6	▲ 24.1	○下水処理場における省エネ化と処理方式の変更 ○消化ガス発電の実施 ○道路、公園におけるLED照明の導入 ○再エネ 100%電力の導入
水道局	7.6	▲ 23.2	○浄水場等における省エネ化 ○太陽光発電、小水力発電の実施 ○再エネ 100%電力の導入
教育委員会 事務局	4.8	▲ 5.9	○小中学校におけるLED照明の導入 ○小中学校における空調改修に伴う省エネルギー機器の導入
経済戦略局	2.5	▲ 30.6	○スポーツ施設等におけるLED照明の導入
その他の部局	5.0	▲ 30.6	○市役所本庁舎におけるLED照明の導入
大阪広域環境 施設組合	56.6	25.5	○ごみ焼却余熱を利用したごみ発電の実施
大阪市及び大阪広域環 境施設組合事務事業 (合計)	96.5	▲ 2.1	—

(注1) 温室効果ガス排出量は、環境省が公表している「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき算定しており、電気については電気事業者ごとの調整後排出係数を用いて算定している。令和 7 年 4 月より基礎排出係数にも環境価値が反映されたため、調整後排出係数の算定結果のみ記載している。

(注2) 環境省が示す温室効果ガス排出量の算定方法については、令和 6 年度から地球温暖化係数等の見直しにより、法令等が改正されたため、改正後の係数を使用し算定している。

建設局 Top Commitment

道路、河川、下水道、公園という都市の重要なインフラを所管している建設局は、都市活動の利便性や安全・安心を支える一方、街の環境問題にも大きな影響を与えており、施設の新設・更新に当たっては、積極的に新たな技術を採用し、環境負荷の低減に努めています。

道路においてはヒートアイランド対策としての保水性舗装を進めるとともに、省エネ・省CO₂のため、道路照明灯などのLED化を積極的に進めています。

河川においては、水辺整備を進めるとともに、合流式下水道*の改善対策により水質の向上を図ります。更に、水都大阪の特色である「水の回廊」全体の環境改善のため、大阪府や周辺市と連携を深め、寝屋川水系全体の水質改善を図っています。

下水道においては、設備の省エネ化を図るとともに、下水処理の過程で発生する汚泥をバイオマスとして有効利用します。すでに、汚泥処理で発生する消化ガスによる発電が順調に稼働していますが、今後も新技術を積極的に取り入れていきます。

公園については、「大阪市みどりのまちづくり条例」にもとづき、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図ることで市民の健康で快適な生活の確保に努めるとともに、緑化を推進することによるヒートアイランド現象の緩和や生物多様性への取組み、省エネ効果の高い公園灯LED器具の設置など都市環境の改善を図り、花と緑あふれる快適なまちづくりを進めています。

教育委員会事務局 Top Commitment

環境問題、環境教育が注目を集める中、多くの学校を所管している教育委員会事務局としては、ヒートアイランド現象の緩和や省エネ化など、環境に配慮した取組みが必要であると考えています。

ヒートアイランド現象に対しては、令和6年度、小学校84校、中学校28校(校舎増築中や校舎補修中、壁面緑化を実施する場所が確保できない学校を除く)において壁面緑化事業を実施するなど、自然を活かしつつ、緩和を図る事業を実施しています。また、増改築に併せて、高効率照明器具を設置・導入したり、防水改修を行う際にも、断熱性を有する素材を使用したりするなど、ハード整備にあたっても、より一層の省エネ化に努めています。今後とも、これらの事業を継続しながら、環境に配慮した学校づくりをめざします。

学校園における環境教育では、幼児児童生徒が発達段階に応じて生活環境や地球環境を構成する一員として、環境に対する人間の責任や役割を理解し、主体的に環境保全活動に取り組む態度を育むことが必要になります。持続可能な社会の構築をめざし、地球環境保全、公害の防止、生物多様性保全、循環型社会の形成等を目的とした各学校園における環境教育の充実を支援します。

第2節 循環型社会の形成



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇や生態系の危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化、海洋プラスチックごみなど多岐にわたる地球規模の環境問題を引き起こしています。

令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題とされています。

大阪市では、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっていることを踏まえ、G20大阪サミットで採択された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現等に貢献するため、令和3年3月に「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定しました。同計画に基づき、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、プラスチックごみの資源循環を推進するとともに、市民・事業者などへの普及啓発に取り組んでいます。

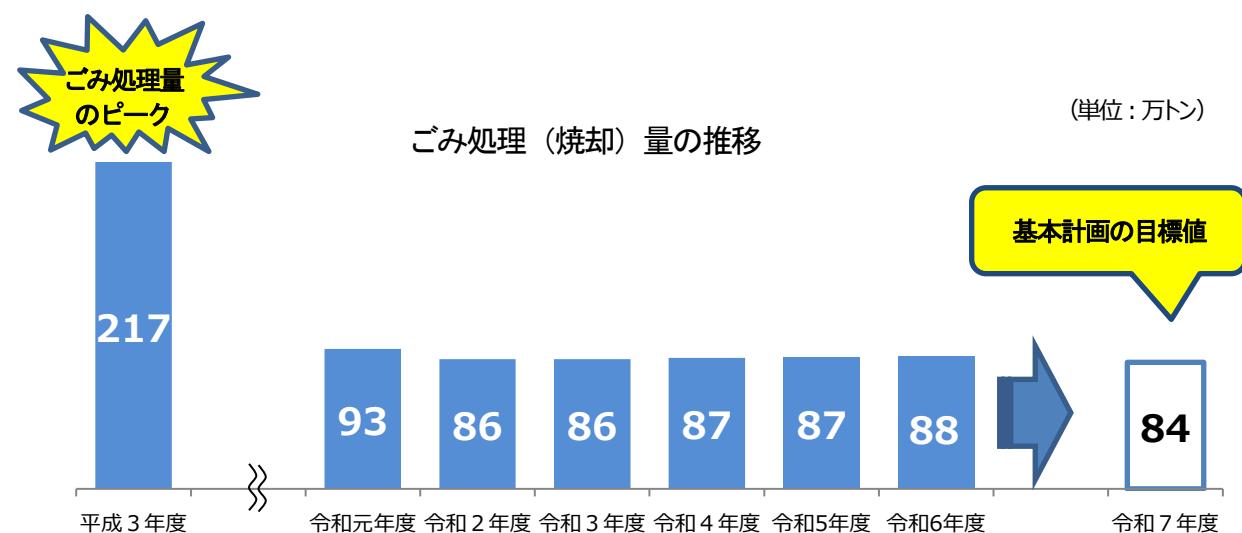
今後ともごみ処理量の削減と資源循環の取組みを進めることにより、循環型社会の形成を進め、SDGsの達成に貢献します。

1 ごみ処理(焼却)量の現況

大阪市では、令和2年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、「令和7年度のごみ処理量:84万トン」をめざして、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み(2R)を進め、ごみ減量に向け取り組んでいます。

大阪市の令和6年度のごみ処理量は88万トンとな

りました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に大きく減少したごみ処理量が、社会経済活動の回復・活性化に伴い、増加傾向にあることから、社会経済情勢の変化を踏まえ、令和7年度中に新たな「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を策定する予定です。



2 2Rを優先した取組みの推進

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3R(Reduce:ごみの発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)のうち優先順位の高い2R(発生抑制・再使用)の取組みが重要です。市民・事業者の自

主的な取組みを促進するとともに、2R、なかでもごみの発生抑制を最優先にした取組みを実践するライフスタイル・ビジネススタイルへの転換をめざしています。

(1) 市民・事業者への普及啓発

① 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域における自主的なごみ減量・リサイクル活動を大阪市と連携・協働して推進するリーダーとして「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称:ごみゼロリーダー)」を設置し、「大阪市ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、地域で行われているコミュニティ回収や資源集団回収、みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト、ガレージセールなど3R活動の促進、分別排出の啓発などを推進しています。

・ガレージセールの開催

廃棄物減量等推進員と協働し、家庭で不用になった品物の有効活用を目的に開催しています。

令和6年度 開催場所数:20か所
来場者数:42,279名

② ごみ減量市民セミナーの開催

ごみ減量について考え、実践につなげる手立ての知識を深めるために、ごみ減量市民セミナーを開催しています。

令和6年度 開催回数:5回
参加者数:73名

③ 「ごみ減量強化月間」等

10月の国の「3R推進月間」の取組みとして、政令指定都市及び東京23特別区と連携して「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」を実施し、共同で作製したポスターを一斉掲出しています。大阪市でも10月を「ごみ減量強化月間」と定め、市民へごみ減量・リサイクルに取り組んでもらえるよう、イベントの開催をはじめ、市内各所で啓発活動を実施しています。

「ごみ減量フェスティバル」
(大阪城公園 太陽の広場)
令和6年度 開催日:10月12日
来場者数:10,140名

④ ごみとリサイクルの流れ見学会の実施

ごみ分別の必要性や大阪市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくために、リサイクル施設などの見学会を開催しています。

令和6年度 実施区:7区
参加者数:132名

⑤ 区民まつりをはじめとする各種イベントでの啓発

各区民まつりで、ごみ減量や3Rについての啓発コーナーを設置するほか、地域における各種イベントにおいて、地域の特性に応じた各種働きかけを行っています。

⑥ ホームページやSNS、ごみ分別アプリによる啓発

ホームページや各種SNS(フェイスブックページ、X、LINE公式アカウント及びインスタグラム)を通じて情報発信し、ごみ減量・3Rの取組みへの理解を深めていただいている。

また、スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ～る」は、ごみ分別検索や収集日カレンダーなど便利で分かりやすい機能を搭載しています。

令和6年度 アプリのアクセス数:2,376,339件

・ごみ分別アプリ「さんあ～る」
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000309005.html>



アプリのインストール
App Store または Google Play
から「さんあ～る」で検索

・環境局3R フェイスブックページ
<https://www.facebook.com/osakacitykankyo/>



・環境局3R X
<https://twitter.com/osakacitykankyo>



・環境局3R LINE 公式アカウント
<https://lin.ee/vwGJ6rd>



・環境局3R インスタグラム
<https://www.instagram.com/osakacitykankyo/>



(2) 生ごみの減量

① 家庭における生ごみの減量促進

広報紙やホームページ等の広報媒体の活用や区民まつり等のイベントにおいて、家庭で簡単に実践できる、食べきり、使いきり、水きりによる生ごみの「3きり」運動の啓発や、手つかずの食品や食べ残しといつたわゆる「食品ロス」の削減を図る取組みを行っています。

「調理の工夫で食品ロスを減らす料理教室」
令和6年度 開催回数:17回
参加者数:807名

② フードドライブ

家庭で余った食品を福祉団体等へ無償譲渡するノウハウを有する事業者と「フードドライブ連携実施にかかる協定」を、店舗等で食品を回収する事業者と「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結してフードドライブを進めています。

令和6年度 実施施設数: 120か所
回収量: 2,443kg(大阪市直接回収分)

③ 食べ残しゼロ推進

大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度を設け、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組む飲食店を「大阪市食べ残しゼロ推進店」として登録し、大阪市ホームページなどを活用して取組みを紹介しています。また、一般社団法人大阪外食産業協会、株式会社京阪神エルマガジン社、株式会社REARS(リアーズ)及び株式会社コークッキングと『食べ残しゼロ』の推進に関する連携協定を締結し、食品廃棄物の減量に取り組んでいます。

令和6年度
「大阪市食べ残しゼロ推進店」登録数: 179 店舗

④ ドギーバッグの普及啓発

飲食店等での食品ロス削減のため、大阪市が開催するイベントにおいて、市民に対しドギーバッグ(飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰りするための容器のこと)の普及啓発に取り組んでいます。

⑤ 食品ロス削減啓発外国人向け多言語メッセージカードの配布

外国人向けに食品ロス削減を啓発する多言語メッセージカードを観光案内所(関西国際空港等)で設置し、食品ロスの削減に取り組んでいます。

(3) マタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本の回収及び展示・提供

使用期間が限定されている衣類等のリユース(再使用)促進のため、環境事業センターにおいて受付回収を実施するとともに、電話等申込みによる訪問回収を実施しています。回収したマタニティウェア等は、環境事業センター市民啓発コーナー等に展示し、市民に無料で提供しています。

令和6年度 回収量: 12トン
展示提供数: 32,554 点

(4) 区ごとの減量目標設定

地域の特性を考慮しながら、ごみ減量に取り組めるよう、区ごとにごみ減量目標を設定し、「持続可能な循環型社会」の形成に向けて更なるごみ減量を推進します。

(5) プラスチック資源循環の取組み

① 「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」

G20 大阪サミット及び大阪・関西万博の開催地として、SDGs先進都市をめざし、大阪府と連携して「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」による取組みを進めています。

② 「プラスチックごみ削減目標」

国の「プラスチック資源循環戦略」に合わせて令和元年5月に大阪市「プラスチックごみ削減目標」を策定しました。

目標と達成状況(令和6年度)

目標	達成状況
ワンウェイプラスチック(容器包装等)を25%排出抑制(リデュース)する。(注)	13%
容器包装プラスチックの 60%を資源化(リサイクル)する。	41%
ペットボトルを 100%資源化(リサイクル)する。	89%
残りのプラスチックごみについて、熱回収を含めたプラスチックごみの 100%有効利用を図る。	100%

【%は重量比】

(注) 基準年度は 2005 年度(容器包装プラスチック分別収集全市実施)

③ プラスチック資源の一括収集及び再商品化

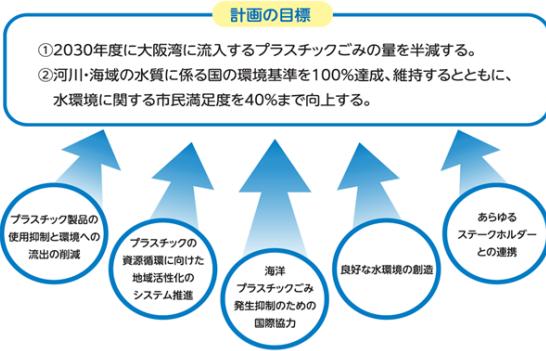
令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、家庭から排出されたプラスチックに係る資源循環の促進等を図るために、令和7年4月からプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を「プラスチック資源」として一括して分別収集し、再商品化を実施しています。

(6) 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画

近年、海洋プラスチックごみが引き起こす地球規模の環境汚染により、生態系、生活環境、漁業、観光などへの悪影響が懸念されており、新たな取組みが必要となっています。

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画は、令和2年7月に大阪府と大阪市の共同提案が内閣府の「SDGs未来都市及び自治体 SDGsモデル事業」(事業名:「大阪発『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』推進プロジェクト」)に選定されたことを受け、同プロジェクトの取組みの一つとして、大阪府と大阪市が共同で令和3年3月に策定しました。

あらゆるステークホルダーとの連携のもと、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が掲げる「2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロ」の実現に寄与するとともに、「大阪市環境基本計画」の水分野の個別計画としてSDGsの達成に貢献することをめざします。



① 「大阪エコバッグ運動」の推進

身近なプラスチックごみであるレジ袋の削減に向けて、事業者・市民団体との協定締結により「大阪エコバッグ運動」を推進しています。また、市民のエコバッグ携行に対する意識向上を図るために、区民まつりにおいてエコバッグの配布を行っています。

② みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト

大阪市が資源ごみとして回収している家庭から排出されるペットボトルを、地域・事業者が連携して「有価物(原料)」として回収し、売却益を地域に還元することで地域社会に貢献するとともに、ペットボトルの資源循環を推進するシステムです。SDGs達成に向け、活動地域や回収量の拡大に取り組んでいます。

令和7年4月現在 活動地域:167地域
令和6年度回収量:1,001,106kg

③ マイボトルの普及

プラスチックごみの削減や、市販の飲料水より環境負荷の少ない水道水の活用、環境配慮行動への啓発、マイボトルを携帯して水道水を飲むという環境にやさしいライフスタイルへの移行を提案していくために、大阪城公園や天王寺動物園など大阪市を代表する観光スポットにデジタルサイネージ付きウォーターディスペンサーを計6台設置し、マイボトル携行者へ無料で水道水の提供を行っています。



デジタルサイネージ付き
ウォーターディスペンサー

④ 国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)との連携

国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)と連携し、プラスチック廃棄物管理や資源循環など環境分野における大阪市の取組みを世界に発信しています。



国連環境計画 国際環境技術センター
(UNEP-IETC)

3 分別・リサイクルの推進

(1) 家庭系ごみ対策

循環型社会の形成に向け、大阪市では、排出指定制度や、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類の分別収集の推進をはじめ、次の取組みを行っています。

① コミュニティ回収等の活性化

資源集団回収活動(家庭から出る古紙などの再生資源物を住民団体等が自主的に再生資源事業者へ引き渡す活動)への支援に加えて、コミュニティ回収(大阪市が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティ*が主体となり行うもの)という手法を用いて、資源集団回収を促進しています。

また、平成29年4月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を一部改正し、大阪市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ

回収活動等のために排出された古紙・衣類の持ち去り行為等を規制しています。

令和3年度からは、コミュニティ回収の収集を担う再生資源事業者への支援事業を開始し、制度の安定化を図っています。

令和6年度 支援団体数

コミュニティ回収活動団体:125団体
資源集団回収活動団体:2,411団体

② 乾電池などの拠点回収及び福祉施策との連携

乾電池・蛍光灯管・水銀体温計などの回収を推進するため、区役所などの大阪市公共施設に加え、スーパーマーケットなどの民間施設に回収ボックスを設置しています。

また、水銀の環境への流出を未然に防ぐため、水銀血圧計及び水銀温度計を環境事業センターで受付回収しています。

蛍光灯管については、電話等申込みによる訪問回収と電器店での受付回収を実施しています。

使用済小型家電については、区役所等の公共施設に回収ボックスを設置しており、回収した使用済小型家電の解体・分別の処理工程で障がい者の雇用・就労機会を創出するため、福祉施策と連携しています。さらに、国の認定事業者と協定を締結し、自宅から宅配便による回収を実施しています。

令和6年度 回収量:
乾電池 136トン、蛍光灯管 26トン、インクカートリッジ 5トン、使用済小型家電 202トン



搬入物チェックの様子

③ 特定建築物*の減量指導

特定建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき立入検査を行い、ごみ減量に向け助言・指導を行っています。

立入検査の結果、改善を要する場合は改善勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該建築物名及び建物の所有者等の氏名を公表します。また、当該建築物から排出される廃棄物の処理施設への搬入を拒否する場合があります。

令和6年度 立入検査件数:2,530件

③ リチウムイオン電池等の回収

ごみ収集・処理時の火災事故を防止するとともに資源の有効利用を一層推進するため、令和5年7月から環境事業センターでリチウムイオン電池等の受付回収を開始し、令和6年7月からは電話等申込みによる訪問回収を実施しています。

令和6年度 リチウムイオン電池等回収量 5トン

(2) 事業系ごみ対策

① 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

焼却工場に搬入されるごみに混入した産業廃棄物等の搬入不適物を排除するため、焼却工場において搬入物をチェックし、産業廃棄物等が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進しています。

② 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業者から排出される紙類のリサイクルを促進するため、資源化可能な紙類について焼却工場への搬入を禁止しています。搬入物チェックにおいて、資源化可能な紙類が発見されれば、産業廃棄物と同様に搬入不適物として排出事業者等に対し、啓発と指導を行っています。

④ 事業者のごみ減量に対する表彰制度

特定建築物のうちごみ減量・リサイクル等に顕著な功績を上げている建築物の所有者等に対し、「ごみ減量優良標」を年度ごとに贈呈したうえで、一定期間継続して「優良標」を受けた建築物の所有者等に対し、「市長表彰」及び「環境局長表彰」を実施しています。

令和6年度
市長表彰建築物:38件
環境局長表彰建築物:30件
ごみ減量優良標贈呈建築物:534件

⑤ 事業系ごみ減量セミナーの開催

排出事業者に、ごみの減量・リサイクルについて理解を深めていただき、ごみ減量推進の取組みを自主的に進めることができるよう、事業系ごみ減量セミナーを開催しています。

令和6年度 開催回数:1回
参加者数:2,194名
(廃棄物管理責任者講習として開催)

4 環境に配慮した適正処理

(1) 一般廃棄物の適正処理

① ごみの中間処理

ごみの焼却・破碎の中間処理は、大阪広域環境施設組合が行っています。ごみの焼却処理は、ごみを減量・減容化するとともに、衛生的に処理することができ、快適な生活環境の保持に貢献しています。

また、大阪市域から発生する粗大ごみ等は破碎設備で処理を行い、金属回収を実施して、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。

なお、焼却工場では、二次公害を防ぐため、ばいじん及びダイオキシン類等排ガス対策、臭気対策、排水対策、騒音対策を行い、公害防止に万全を期すとともに、工場の処理機能が十分に発揮されるよう、常に整備に留意するほか、ごみの焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーを有効活用しています。

② 最終処分

北港処分地(夢洲)は大阪市の最終処分場です。貴重な最終処分空間を有効に活用するため、廃棄物の減量・減容化を図るとともに、汚水対策・発生ガス対策・害虫対策・飛散防止対策など公害防止対策に取り組んでいます。(受入最終予定年度:令和49年度)

また、「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」(事業主体:大阪湾広域臨海環境整備センター[出資団体:175 地方公共団体・4 港湾管理者、令和7年4月現在])に参画し、長期的展望に立った最終処分地の確保に努めています。(2期事業 受入最終予定年度:令和14年度)

(2) 産業廃棄物対策

① 産業廃棄物の現状

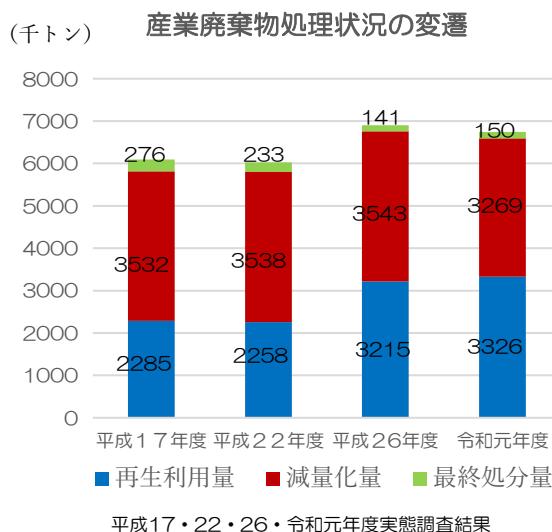
産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物処理法」に定められた20種類のものを指します。排出実態調査の結果、令和元年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で675万トン(公共施設を含む)であり、そのうち670万トン(99.2%)が中間処理され、343万トン(50.8%)の処理残さが生じ、327万トン(48.5%)が減量化されました。再生利用量は、直接再生利用される1.1万トンと処理後再生利用される332万トンを合わせた333万トンで、最終処分量は、直接最終処分される4.0万トンと処理後最終処分される11万トンを合わせた15万トンとなっています。

② 公共関与

大阪市は、市域が狭小で中小企業が多く、産業廃棄物の処理が生活環境や産業活動に重大な支障をきたさないように、長期的、安定的な処理対策として一定の公共関与を行っています。

③ 減量化・適正処理の推進

「廃棄物処理法」及び「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、産業廃棄物の多量排出等の事業者や産業廃棄物処理業者に対して、立入調査の実施や処理状況の報告を求めるなど、規制・指導を行っています。



④ 水銀廃棄物の処理対策

特別管理産業廃棄物である廃金属水銀や蛍光灯管、水銀使用ボタン型電池等の水銀使用製品産業廃棄物について処理基準を遵守するよう事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

⑤ ポリ塩化ビフェニル(PCB)*廃棄物の適正処理

「大阪市PCB廃棄物処理計画」を策定し、市内のPCB廃棄物について適正に保管・処分するよう指導しています。同計画に基づき、高濃度PCB廃棄物の処理は、令和5年度末で完了していますが、新たに発見された高濃度PCB廃棄物については、令和7年度末までに適正処理するよう指導しています。また、低濃度PCB廃棄物は、令和8年度末までに処理できるよう早期適正処理に向けた指導を行っています。

⑥ 有害使用済機器に係る規制指導

有害使用済機器(雑品スクラップ)の保管の届出等、事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

⑦ 自動車リサイクル法に基づく規制指導

自動車リサイクル法に基づく解体業及び破碎業の許可など規制・指導を実施しています。

⑧ 電子マニフェストシステムの使用促進

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、事務の効率化やデータの透明性の確保、また、法令遵守を徹底でき

ることから、令和4年度から全ての大阪市発注工事において電子マニフェストの使用を義務化するとともに、大阪市が排出する産業廃棄物の処理委託においても電子マニフェストを使用することとしています。

5 ごみ収集体制を活かしたまちづくり

家庭系ごみ収集輸送業務の民間委託の拡大を推進するなどの「経費の削減」や、家庭ごみ収集を日々実施している強みを活かし、高齢者世帯や障がい者世帯を対象とした「ふれあい収集サービス」等のきめ細やかな行政サービスの提供に取り組んでいます。

また、大規模災害発生時には、環境事業センターが地域における廃棄物処理のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、大阪広域環境施設組合等と連携して適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できる体制を構築しています。



災害発生時ごみ処理リーフレット



令和6年度
ふれあい収集(普通ごみ)登録世帯数
:11,860世帯
ふれあい収集(粗大ごみ)実施件数
:8,457件

第3節 快適な都市環境の確保



大阪市では、これまでにも環境汚染対策やヒートアイランド対策、緑化の推進など快適な都市環境づくりに関する施策を進め、市域の環境は大きく改善されてきました。

私たちの暮らしは、安定した気候やきれいな空気・水、豊かなみどりなど自然や生き物の恵みによって支えられています。今後も快適な都市環境を確保・創造し、将来へ引き継いでいくために、自然との共生をはじめ、都市部の暑熱環境への対応や都市環境保全に取り組み、生物多様性の保全や、健康で快適な住みやすいまちづくりを進め、SDGsの達成に貢献します。

1 自然との共生・生物多様性保全の推進

(1) 生物多様性の保全

① 生物多様性とは

地球上には3,000万種ともいわれる様々な生き物が存在していると考えられています。生き物はそれぞれに個性があり、つながりあって生きています。この生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。

生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性があるとされています。

私たちのまちや暮らしは、水や食べ物、衣料などの恵みのほか、自然や生き物との触れ合いから得られる楽しさや心の豊かさなど、自然や生き物から様々な恵みを受けることで成り立っています。しかしながら、

大切な存在である自然や生き物が、人間の活動や地球環境の変化などによって減少し、生物多様性が危機的な状況にあると懸念されています。

地球上の至る所で発生している生物多様性劣化の問題の多くが、私たちの消費活動、経済活動と密接に関係していることがあまり認知されていないことも大きな問題であり、恵み豊かな生態系サービスを私たちで使い切るのではなく、持続可能なものとして世代を超えて引き継ぐためにも、一人ひとりが生物多様性の問題を認識し、これを解決する方法を考え、行動していかなければなりません。

3つの生物多様性

1 生態系の多様性

森林、河川、干潟など、いろいろなタイプの自然がある

2 種の多様性

動植物や細菌など、いろいろな生き物がいる

3 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つため、形や模様などの個性がある
(写真:中谷謙一)

生物多様性の4つの恵み

1 供給サービス

ヤマトシジミ
私たちが生きていく上で必要な食べ物、衣類、燃料などを提供するはたらき

2 調整サービス

森林による土砂崩れ防止、洪水防止など、環境を制御し安定させるはたらき

3 文化的サービス

文化面や精神面において私たちの生活を心豊かで楽しいものにするはたらき

4 基盤サービス

光合成による酸素供給や土壤の形成など、生命が生存する基盤を提供するはたらき

生物多様性の4つの危機

1 開発等人間活動による危機

森林伐採

2 自然に対する働きかけの縮小による危機

手入れされずに竹が侵入した人工林

3 人間により持ち込まれたものによる危機

オオクチバス
ヌートリア

4 地球環境の変化による危機

氷河の減少
1978年
2008年

全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより
(<http://www.jccca.org/>)

② 大阪市生物多様性戦略

大阪市では、「生物多様性基本法」に基づき定められる「生物多様性国家戦略2012-2020」を基本として、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、2030年度を計画期間とする「大阪市生物多様性戦略」を策定し、2050年のめざすまちの姿「生物多様性の恵みを感じるまち」の実現に向け、4つの基本戦略を掲げ、多様な主体と連携した取組みを推進しています。

誰もが心豊かで快適な生活を送ることができる都市環境を創造し、将来へ引き継いでいくために、身近にある大切な自然環境や生き物の存在を再認識し、守り、創り出し、活用していくとともに、周辺地域や世界とのつながりにも目を向け、広い視野をもって生物多様性の保全に取り組んでいます。

めざすまちの姿 生物多様性の恵みを感じるまち



ア. 多様な主体との連携の取組み

大阪市生物多様性戦略に基づき、平成30年度から新たな連携・協働の仕組みとして生物多様性の保全に向けたネットワーク会議を開催し、市民をはじめ様々な主体と連携、協働しています。

そのほか、生物多様性の認知度向上などを目的に、令和6年度は天王寺動物園と共に催のイベントや、自然史博物館における展示を行いました。



令和6年度 ネットワーク会議:3回開催(オンラインなど)

イ. 大阪生物多様性保全ネットワークの取組み

生物多様性を保全し、その恵みを持続的に利用していくため、平成24年3月に大阪府、堺市、学識経験

者、NPO団体等と連携して設立した「大阪生物多様性保全ネットワーク」を通じて、基礎調査や情報の共有化、普及啓発活動等に取り組んでいます。

ウ. 農事体験・講座

鶴見緑地内にある自然体験観察園の水田や畠において、農事(田植え等)体験や講座を実施しています。また、住之江抽水所にある「せせらぎの里」では、近隣の小学生を対象とした田植えや稻刈りの体験行事を実施しています。



「せせらぎの里」での農事体験の様子

エ. 生き物・植物調査の実施

身近な地域の自然豊かな場所で生き物や植物を市民とともに発見していくため、大阪城公園などにおいて生き物調査を実施しています。

また、平成30年度から市立小学校において児童と一緒に校内に生息・生育する生き物の調査を実施しています。



生き物調査の様子

令和6年度
市域生き物調査実施:12か所
市立小学校における生き物調査実施:30校

オ. 外来生物の侵入・拡散防止

国が主催する近畿地方外来生物対策連絡会議に参加し、国や自治体が実施する外来生物の防除等に関する情報の共有や普及啓発を行っています。



ヒアリ



クビアカツヤカミキリ(オス)

(2) 緑の保全と緑化の推進

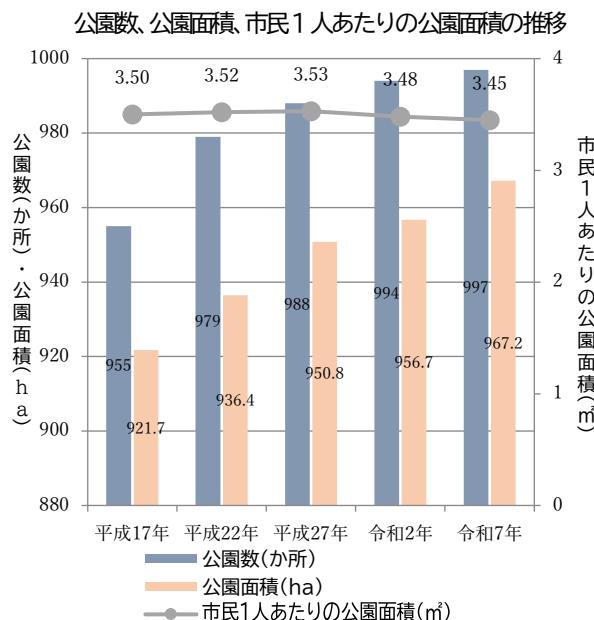
緑の保全と創出に取り組んでいくため、平成 28 年 4 月 1 日に施行した「大阪市みどりのまちづくり条例」に基づき、大阪市、市民、事業者の連携及び協働により、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に推進しています。

① 公園緑地の整備

公園緑地は、うるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与しています。また、災害時の避難場所になるとともに市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

公園整備については、「新・大阪市緑の基本計画」に基づき、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備とともに、正蓮寺川公園など、大規模な都市基幹公園等の整備を進めています。

令和 7 年 4 月 1 日現在 997 か所、967.2ha、市民 1 人あたりの公園面積 3.45m² の公園を整備しています。



② 多様な空間の緑化

道路空間における街路樹の保全・育成や、民有地を含めた多様な空間の緑化を推進しています。

③ グリーンコーディネーターの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで推進していただくために、グリーンコーディネーターの育成に取り組んでいます。

(3) 農地の保全

平成 30 年度に策定した「大阪市都市農業振興計画」に基づき、新鮮な市内産農産物の供給、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の都市農業が有する機能を的確に發揮することにより、大阪市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成をめざしています。平成 30 年度の「大阪市生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を定める条例」の制定により、生産緑地地区指定に係る面積要件を 300 m² 以上に緩和するとともに、指定から 30 年を迎える生産緑地について特定生産緑地への指定を円滑に進めるなど、農地の保全等に努めています。

(4) 水辺空間の保全と創造

古くから「水の都」として栄えてきた特徴を活かして、水辺空間の整備を進めています。

① 河川周辺の親水空間の創造

道頓堀川沿いの水辺の遊歩道など河川周辺において親水空間を整備しています。



道頓堀川

② 港湾地域の整備の促進

臨海部で、ウォーターフロントの特性を活かして、緑地や親水堤防等、多くの人々が憩い、集える空間を整備しています。



コスモスクエア海兵緑地

③ 下水の高度処理*水の活用

快適な都市環境の確保・循環型社会の形成に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めており、「せせらぎ」のある修景施設などに利用することで、美しい水辺空間を創造しています。



放出下水処理場上部利用施設

(5) 都市景観の保全と創造

大阪市では、平成18年2月に景観法に基づく「大阪市景観計画」を策定し、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とし、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めるなど、景観誘導を図るとともに、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの支援や、地域の景観資源の活用などに取り組んでいます。

(6) まちの美化啓発活動の推進等

清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃や不法投棄ごみの処理など環境整備事業の充実に努めるとともに、毎月1日を美化強化デーとし、一斉清掃を呼びかけるほか、「清潔保持推進区域(ノーポイモ デルゾーン)」を全区に設定するなど、美しいまちづくりへの協力を呼びかけています。

「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」では、市民、事業者、大阪市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、氏名公表や悪質な違反には刑罰法規の適用を要請することなどを規定しています。

① まち美化パートナー制度の実施

大阪市が定めた公共スペースにおいて、大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に定期的に清掃や美化啓発活動をお願いする「まち美化パートナー制度」を実施しています。大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入などを行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出しています。

② “クリーンUP”作戦の実施

市民・事業者・行政が一体となって行う大阪市全域の一斉清掃を毎年実施しており、平成23年度からは大阪マラソンとタイアップして実施しています(令和7年1月18日~2月22日に実施)。

③ 清掃ボランティア活動の活性化

清掃用具の交付や、集めたごみの処理、長年地域で清掃活動をされている個人や団体等に対する表彰を行っています。

④ はと、からすその他の動物に餌を与えた行為 後の清掃等を行う等の必要な措置を講じない ことに起因する生活環境の悪化防止対策

令和元年12月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正し、生活環境の清潔を保持する観点から、はと、からすその他の動物に餌を与えた後の清掃等を義務付けています。条例に違反する行為を現認した場合には、指導・勧告・命令と段階的に指導等を行い、改善命令に従わない場合は、過料を適用することとしています。

(7) 路上喫煙対策事業

① 市内全域における路上喫煙禁止の取組み

大阪市では、平成19年4月に、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市民に、道路、広場、公園その他の公共の場所で路上喫煙はしないよう努力義務を課してきました。また、条例において、市内6地域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、禁止地区における条例の違反者に対し、罰則(過料1,000円)を適用してきました。

さらに、大阪・関西万博の開催都市として、路上喫煙対策をより一層進めるため、令和6年3月に条例を改正し、令和7年1月27日から市内全域での路上喫煙を禁止しています。

市内全域での路上喫煙禁止にあたっては、公設喫煙所の整備を進めるとともに、補助により民間事業者による喫煙所整備を促すなど喫煙所の整備を進めてきました。また、民間の喫煙所を一般開放していただくなど、誰でも無償で利用できる大阪市指定喫煙所の確保に取り組んできました。さらに、「大阪市喫煙所情報提供登録制度」を創設し、登録いただいた情報を本市ホームページ等で周知しています。

そのほか、市内全域での路上喫煙禁止についての周知広報、啓発表示、啓発指導体制の強化にも取り組んできました。

引き続き喫煙所の確保、啓発指導体制の更なる強化、啓発表示や周知広報などの取組みを進めています。



ちづくりを進める「たばこ市民マナー向上エリア制度」を実施しています。

令和6年度 参加団体: 72団体

(8) いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている「ごみ屋敷」対策について、平成26年3月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保します。

② たばこ市民マナー向上エリア制度

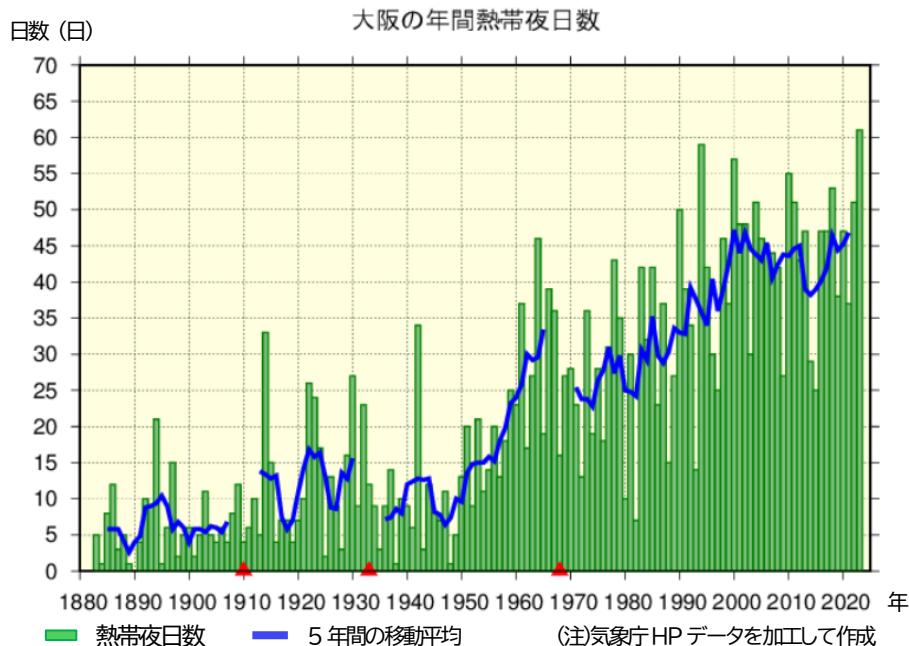
平成20年度から、市民、事業者の活動団体が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組み、その活動に大阪市が支援や協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なま

2 気候変動やヒートアイランド現象による暑熱環境悪化への対策

(1) ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象とは、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。道路や建物の蓄熱や放熱、エアコンや自動車からの排熱などにより気温上昇作用が増大することや、樹木や水面から水が蒸発する

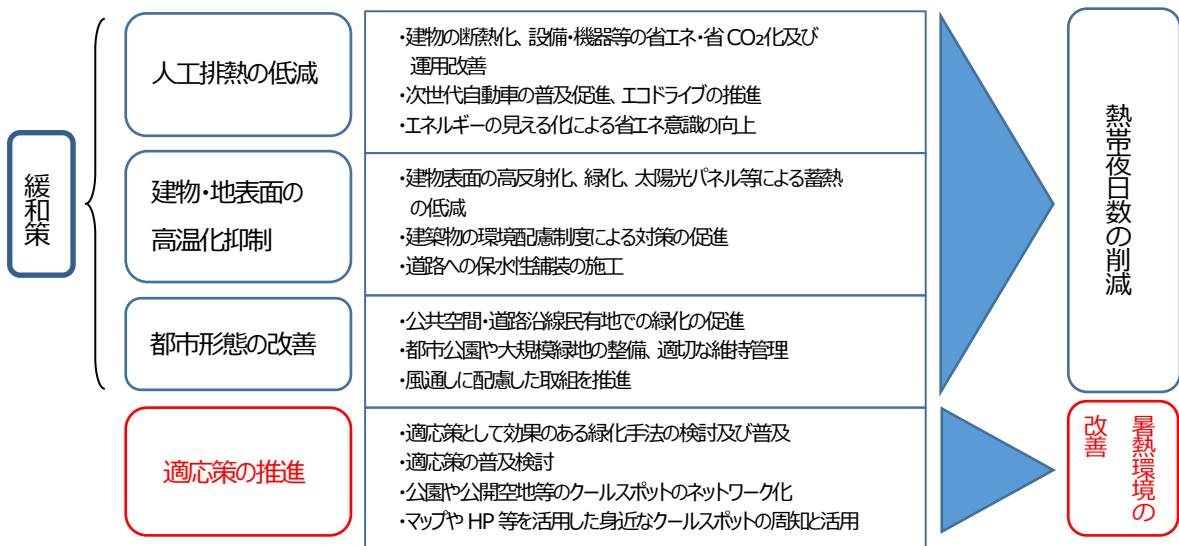
ときの気温低下作用が減少することなどが原因と考えられています。引き続き、平均気温や熱帯夜日数（日最低気温が25℃以上となった日数）の動向などを注視していく必要があります。



(2) 主な取組み

ヒートアイランド対策については、大阪府とともに「おおさかヒートアイランド対策推進計画」を策定（平成27年3月）し、人工排熱の低減や建物・地表面の高温化抑制等の「緩和策」の着実な推進に加えて、熱中症な

どの人の健康への影響等を軽減する「適応策」の推進を対策の基本的な考え方とし、次の取組みを中心とした施策を進めています。



① 公共施設での緑のカーテン・カーペット

づくり

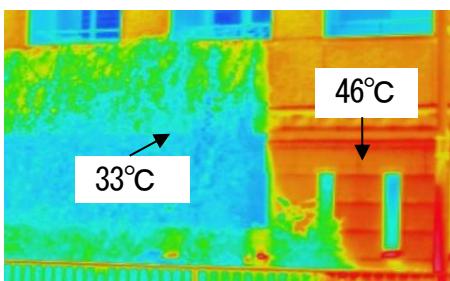
区役所、学校などの公共施設において、ゴーヤやサツマイモなどを使った、緑のカーテン・カーペットづくりに取り組んでいます。

緑のカーテン・カーペットは、日差しによる建物の高温化を抑え、建物からの夜間の放熱を抑制する効果が期待できます。

また、室温の上昇を抑えることで、エアコンの使用時間を短くできるなど省エネ効果が期待できます。



緑のカーテン



緑のカーテンの熱画像

令和6年度 実施件数:132件

② 「大阪打ち水大作戦」の実施

市内各所で市民、事業者との協働により、「大阪打ち水大作戦」を実施しています。



「大阪打ち水大作戦」の様子(令和6年7月実施)

令和6年度 市民等との協働による実施:10件

③ 適応策の推進

気候変動やヒートアイランド現象による都市の気温上昇が熱中症といった健康被害を及ぼしていることから、人への影響を軽減する「適応策」として、危険な暑さから避難できるクーリングシェルターの指定を進めています。

また、熱中症の正しい知識やクーリングシェルターの利用などに関してリーフレットや講座などによる普及啓発を行っています。

令和7年5月時点
クーリングシェルター指定:265か所

3 都市環境の保全・改善の取組み

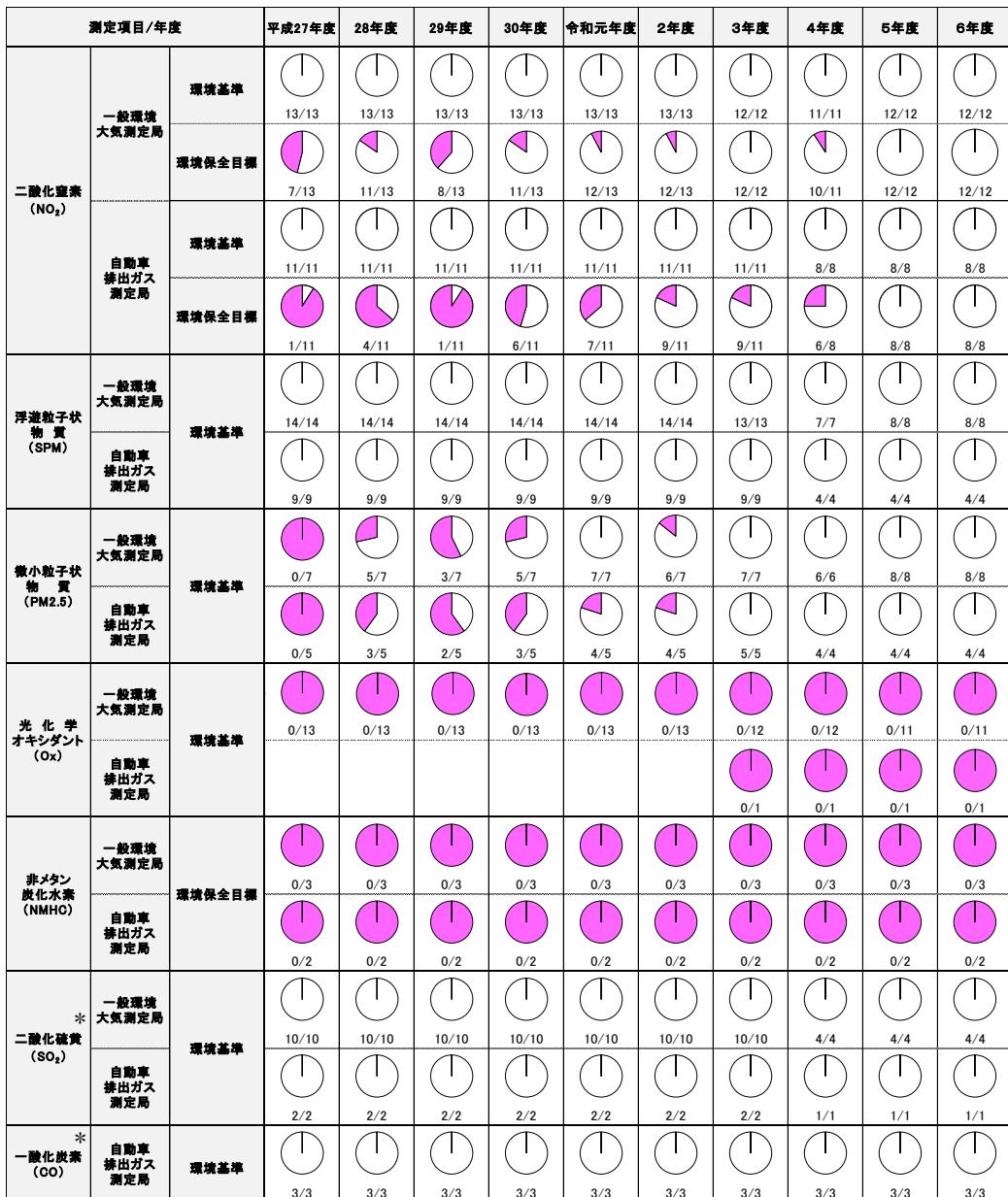
(1) 大気環境

① 大気環境の現状

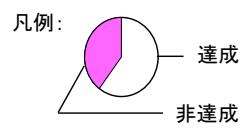
大阪市では、市内22か所の大気汚染常時監視測定局で「大気汚染防止法」(以下「法」という。)第22条に基づく常時監視を行い、汚染状況を把握しています。

令和6年度は、一部の項目において環境基準等を達成しませんでしたが、大気汚染の状況は、近年改善傾向にあります。

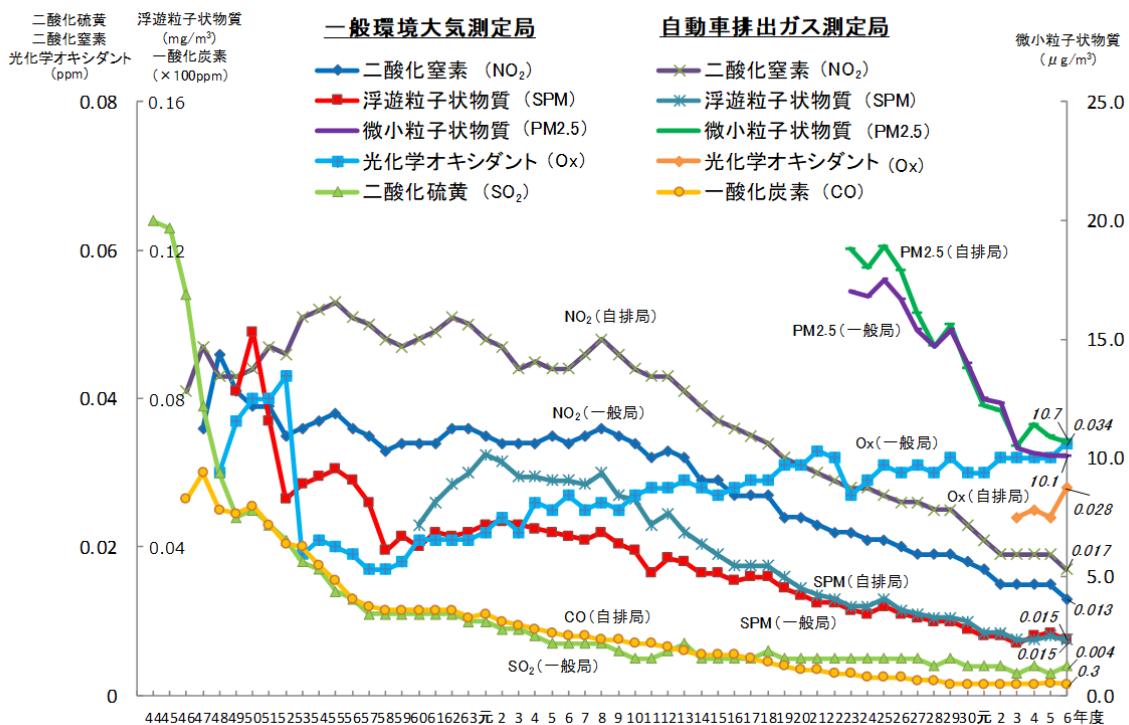
主な大気汚染物質の環境基準等達成状況の経年変化



- 円グラフの白色部分は環境基準等達成の測定局の割合を示す。
- 環境基準の評価方法は、光化学オキシダント及び非メタン炭化水素を除き、長期的評価による。
- 表中の数字は(環境基準等達成局数)/(有効測定局数)を示す。
- 令和3年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(ともに一般局)の1局減少は、測定局の廃止による。
- 令和3年度の光化学オキシダントの局数変化は一般局から自排局への移設による。
- 令和4、5年度の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化硫黄の局数変化は令和4年度の常時監視網の再構築による。
- 令和5年度の光化学オキシダントの局数変化は令和4年度の常時監視網の再構築による。
- 二酸化窒素については、国の環境基準を上回る大阪市独自の環境保全目標を設定している。
- 非メタン炭化水素については環境基準はないが、大阪市独自の環境保全目標を設定している。



主な大気汚染物質の濃度の経年変化



・グラフは有効測定局における年平均値の市内平均を示す。

ア. 二酸化窒素(NO₂)

令和6年度の二酸化窒素濃度の市内平均値は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)0.013ppm、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)0.017ppmであり、全一般局(12局)、全自排局(8局)で環境基準を達成しました。また、より厳しい基準として定めた大阪市独自の環境保全目標についても、全一般局、全自排局で達成しました。

イ. 浮遊粒子状物質*(SPM)

令和6年度の浮遊粒子状物質濃度の市内平均値は、一般局 0.015mg/m³、自排局 0.015mg/m³であり、全一般局(8局)、全自排局(4局)で環境基準を達成しました。

ウ. 微小粒子状物質*(PM2.5)

令和6年度の微小粒子状物質濃度の市内平均値は、一般局 10.1 µg/m³、自排局 10.7 µg/m³であり、全一般局(8局)、全自排局(4局)で、環境基準を達成しました。

エ. 光化学オキシダント(Ox)

令和6年度の光化学オキシダント濃度の昼間の市内平均値は、一般局 0.034ppm、自排局

0.028ppm であり、全一般局(11局)、全自排局(1局)で環境基準を達成しませんでした。また、令和6年度の光化学スモッグ発令状況は、大阪市域では予報が5回、注意報が3回(大阪府域では、予報6回、注意報3回)でした。なお、平成11年度以降は、市内において光化学スモッグによる被害の訴えはありません。光化学オキシダントの原因物質とされている窒素酸化物*及び揮発性有機化合物*(非メタン炭化水素を含む)の排出量については減少傾向にあります。

② 主な大気汚染対策

ア. 工場など固定発生源対策

大気汚染物質を排出する工場・事業場に対して、法・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(以下「府条例」という。)に基づき、6月の「環境月間」や12月の「冬季環境保全強化月間」を中心に立入検査を実施し、汚染物質の排出削減に向けた指導や啓発を行っています。

1) 窒素酸化物(NOx)対策

法・府条例の規制基準に加え、大阪市独自の指導要領に基づく指導基準の遵守徹底及び窒素酸化物等の発生の少ない都市ガス・灯油等の軽質燃料の利用促進

や低 NOx 機器の普及促進を図るなど、窒素酸化物の排出抑制を進めています。

その結果、固定発生源からの窒素酸化物の排出量は減少傾向にあり、令和 5 年度は 1,356 トンとなっています。

2) 粒子状物質*対策

浮遊粒子状物質には、ばいじん・粉じん等の一次粒子と揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で粒子化する二次粒子があり、大阪市では、法・府条例等に基づく規制指導を行うとともに、揮発性有機化合物等の排出抑制などを進めています。

また、微小粒子状物質(PM2.5)については、その原因物質の排出状況や大気中の挙動等を把握するため成分分析を行っており、引き続き、国における調査研究を注視しながら、当分の間、中央環境審議会答申に基づき、これまでの粒子状物質対策を進めています。

3) 挥発性有機化合物対策

大阪市では法に基づく一定規模以上の塗装施設等への排出基準等の遵守指導や事業者の自主的取組み等により排出抑制を図っており、揮発性有機化合物の排出量は減少傾向にあります。

4) 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの原因物質とされている窒素酸化物や揮発性有機化合物を大気中へ多量に排出する工場・事業場への立入検査や、法・府条例に基づく規制基準の遵守指導、事業者による自主的取組みによる排出抑制等を図っています。

5) 水銀対策

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成 27 年 6 月に法が改正され、平成 30 年 4 月から施行されました。大阪市では、水銀について、これまで府条例に基づき廃棄物焼却炉等の固定発生源からの排出抑制を進めてきましたが、改正法により新たに届出対象となった「水銀排出施設」に対し、届出や法令遵守の指導を行っています。

1. 悪臭対策

悪臭は、人の嗅覚に直接作用し、その不快な臭いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害です。大阪市では、「悪臭防止法」に基づき、人の嗅覚を利用して臭いの強さを総合的に評価する「臭気指数」により、敷地境界等における規制基準の遵守等について指導を行っています。

ウ. 石綿(アスベスト*)対策

大阪市では、令和 2 年 6 月の大気汚染防止法等の改正に伴い、平成 17 年 12 月に策定した「大阪市アスベスト対策基本方針」(現、「大阪市石綿(アスベスト)対策基本方針」)を改定し、各種対策を推進しています。

1) 解体等工事に伴う石綿飛散防止対策

解体等工事における石綿の飛散防止対策については、法・府条例に基づき、届出指導及び事前の立入検査、大気中の石綿濃度の現地分析の実施等により作業基準等の遵守状況の確認を行うなど飛散防止の徹底を図っています。

また、特定建設作業*等の届出受付時に、石綿の有無に関する事前調査などの周知徹底や、労働基準監督署等の関係部署との連携による解体等工事の情報交換を行うとともに、解体等工事現場への一斉パトロールを実施しています。

さらに、改正大気汚染防止法の一部施行に伴い、令和 4 年 4 月から石綿の事前調査結果の報告が義務化されたことから、報告内容をもとに届出指導や立入検査を行うなど、無届作業の未然防止を図っています。

2) 解体等工事に伴い発生する廃棄物対策

石綿廃棄物の適正処理の確保のため、解体等の工事現場への立入調査のほか、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理法」の遵守徹底の指導を行っています。

3) 市有施設対策

平成 8 年度までに建設された市設建築物を対象に、吹付け石綿等(注1)の使用実態調査を平成 17 年度に実施しました。調査の結果、吹付け石綿等が露出し飛散のおそれがあるものなど対策の必要な施設について、「大阪市石綿(アスベスト)対策基本方針」に基づき、除去や囲い込み等の対策工事を実施しました。(注2)

(注1) 吹付け石綿等:吹付け石綿、吹付けロックウール、吹付けパーライト、吹付けひる石、折板裏打ち石綿繊維材

(注2) 囲い込み等を行った施設については、今後も適切な維持管理を行います。

4) 民間施設対策

未対策の民間施設については、対策の必要性を周知し、その推進に努めています。また、民間建築物にある露出した吹付け材の石綿の含有調査や石綿を含有する露出した吹付け材の除去工事等に係る費用の補助に取り組んでいます。

5) 健康対策

独立行政法人環境再生保全機構を実施主体として石綿健康被害救済制度が開始され、各区保健福祉センターにおいて受付窓口を設置しています。

また、令和2年度から環境省の石綿調査の精度に係る調査に参画し、石綿健康相談の実施を見据えた調査検討を行うとともに、健康被害の早期発見及び適切な受診を促しています。

6) 相談窓口の開設・情報提供

環境や健康に関する相談窓口の設置のほか、大阪市ホームページに石綿(アスベスト)に関するサイトを設け、情報提供に取り組んでいます。

7) 一般環境大気中のモニタリング

令和6年度の測定結果では、市内平均値は0.072本/リットルであり、すべての調査地点で環境省「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(令和4年3月 環境省水・大気環境局大気環境課)においてやや高い値とする目安(1本/リットル)に比べて、十分に低い値でした。

工. 自動車交通環境対策

自動車交通環境対策としては、法で自動車単体からの排出ガスに係る許容限度が定められており、逐次、その強化が図られています。

また、自動車交通が集中する大都市圏では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」に基づく車種規制が適用されています。

1) 自動車からの窒素酸化物(NOx)排出量

大阪市域の自動車からのNOx排出量は各種施策の実施により削減され、令和3年度は2,017トンとなっています。

2) 自動車排出ガス対策

大阪市では、道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及び次世代自動車の普及促進など広域的施策を推進しています。

(ア) 局地的施策

道路交通のボトルネックとなっている交差点や踏切などについて、交差点改良や連続立体交差化の実施により交通流の円滑化を図っています。

交通渋滞等の原因である路上駐車に対しては、迷惑駐車防止について市民意識の向上を図るため「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、啓発などを実施しています。

(イ) 広域的施策

○ グリーン配送の推進

大阪市に物品を納入等する事業者に、輸配送に環境負荷の少ない自動車を使用する「グリーン配送」を義務付け、次世代自動車等への転換促進を図っています。

○ 環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト

港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」の事業として、公共交通機関利用についての啓発活動等を実施しています。

○ 公共交通機関等の利用促進

鉄道、バス等公共交通機関の利便性の向上を図り、利用を促進し、自動車使用の抑制を進めています。

○ おおさか交通エコチャレンジ推進運動の実施

大阪府、堺市とともに、「大阪自動車環境対策推進会議」において、「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」を推進し、平成28年度からは、環境に配慮した自動車利用を実践しようとする全ての事業者の取組みを支援するため、「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録」、「おおさか交通エコチャレンジ活動支援」、「表彰チャレンジ支援」を実施しています。

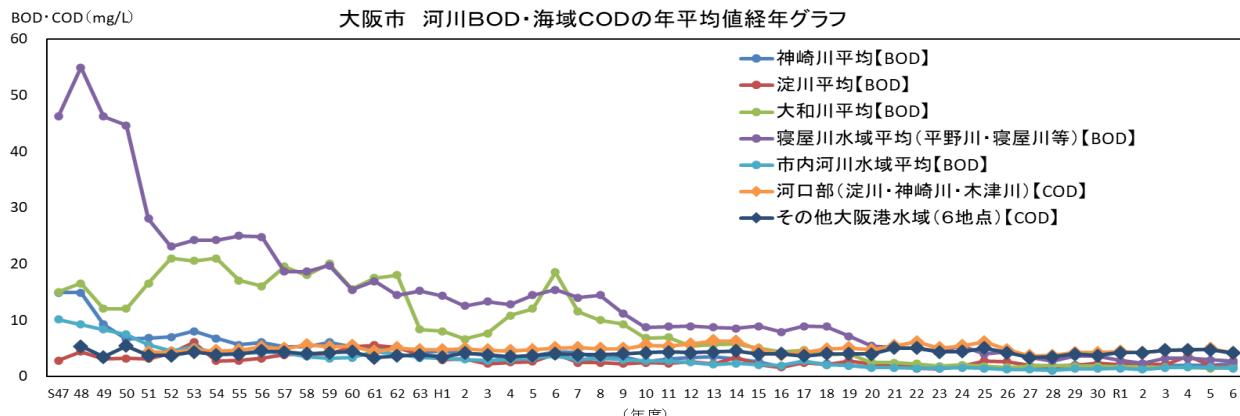
(2) 水環境

① 水環境の現状

ア. 水質汚濁の状況

大阪市では、「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域の水質定点調査を実施し、環境基準達成状況などを把握しています。近年、水質改善が進んでおり、令

和 6 年度の河川における BOD*、海域における COD*については、一部の河川を除き環境基準を達成しています。



イ. 河川魚類生息状況調査

大阪市の河川では水質改善に伴って、多くの魚類の生息が確認されています。

令和 4 年度に河川で実施した魚類生息状況調査では、ミナミメダカやシロヒレタビラ、ニホンウナギなどの絶滅危惧種を含め、在来種 42 種が確認されました。また、コウライモロコやクロダイなどの「きれいな水質の指標種」については、9 地点で確認されました。大阪市では、水辺の生物多様性を守るため、魚類が生息できる河川環境の改善・創造に努めています。

② 水環境保全への取組み

令和 3 年 3 月に策定した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画に基づき、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、水質汚濁に係る国の環境基準の 100%達成、維持に向けて水質の保全などを進めるとともに、水環境に関する市民満足度の向上を図ることにより、「大阪市環境基本計画」の水分野の個別計画として SDGs の達成に向けた取組みを進めています。

③ 主な水質保全対策

大阪市では、河川及び海域の水質汚濁を改善するため、下水道整備を進めるとともに、工場等の排水規制や発生源監視の強化、河川・海域の浚渫*等を行い、公共用水域に排出される汚濁負荷量の削減を図っています。

ア. 下水道整備

「水質保全対策」の事業としては、合流式下水道の改善と高度処理の導入を推進しています。

大阪市の下水道は、普及率がほぼ 100% に達していますが、そのほとんどが合流式下水道となっています。合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水とともに汚れの一部やごみ等が河川などに直接放流され、水質汚濁の原因の一つになっているため、合流式下水道改善のための施設整備を進めています。

高度処理については、主に浮遊物質*(SS)除去を目的とした急速ろ過池、リン除去を目的とした嫌気好気法*(AO 法)、窒素除去を目的としたステップ流入式多段硝化脱窒法*等を導入しています。

イ. 工場排水規制

1) 公共用水域へ排水する事業場

大阪湾の水環境の改善を推進するため、公共用水域へ排水する事業場に対して、「水質汚濁防止法」等に基づく立入調査を行い、汚濁負荷量の削減について指導しています。

2) 公共下水道へ排水する事業場

公共下水道へ排水する事業場に対して立入調査を行い、下水道への排除基準を遵守するための除害施設(汚水処理施設)について、維持管理の徹底や施設の改善等を指導しています。

また、有害物質や重金属類を使用する事業場に重点的に立ち入りし、規制強化された六価クロムや、亜鉛、ひつ素、ほう素等の排水処理が困難な物質への対策についても指導に努めています。

(3) 地盤環境

① 地盤沈下

ア. 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することや、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象です。地盤は一度沈下すると、ほとんど回復しないことから、未然防止が重要です。

大阪市では、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用や冷房用の地下水の過剰採取により、地盤沈下が進行しましたが、法令等の地下水採取規制により、地盤沈下は昭和30年代後半には沈静化しています。

イ. 地盤沈下対策

大阪市では、地盤沈下の原因究明と観測体制の整備に努め、工業用水道の敷設などの対策を進めてきました。

現在、地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び府条例により、工業用、建築物用の地下水の採取が規制されています。大阪市では、これらの法令等による規制とともに、関係自治体による「阪神地区地盤沈下調査連絡協議会」に参画し、水準測量結果などの情報交換に努めています。

② 地下水・土壤汚染

ア. 地下水・土壤汚染の現状

地下水・土壤汚染については、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が判明する事例が増えています。

地下水は、一度汚染されると汚染の浄化が難しいことから、未然に防止することが重要です。

大阪市では、「水質汚濁防止法」の規定に基づき、大阪府が策定した「水質測定計画」により、概況調査及び継続監視調査を行っています。令和6年度の概況調査では、調査した5地点中4地点で環境基準を達成しています。

また、令和2年度に有機フッ素化合物*であるPFOS及びPFOA*が水質汚濁に係る要監視項目に指定されたことを受け、PFOS及びPFOAによる地下水汚染状況について個別に調査を実施しています。

土壤汚染については、令和6年度に報告書等の提出があった土壤調査57件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は47件となっています。基準超過があった土地については、「土壤汚染対策法」・府条例に基づき区域指定すること等で、健康被害が生じないよう適切に管理されています。

イ. 地下水・土壤汚染対策

1) 地下水汚染対策

「水質汚濁防止法」に基づく地下水汚染の未然防止に努めるとともに、必要に応じて大阪市の関係部局と連携して、地下水汚染の情報の交換に努めています。

2) 土壤汚染対策

(ア) 土壤汚染対策法・府条例に基づく規制・指導

土壤汚染による市民の健康被害の防止のため、「土壤汚染対策法」・府条例に基づく規制・指導を行っています。

(イ) 自治的な土壤調査に対する指導

「土壤汚染対策法」・府条例の規制を受けない土地の自動的な土壤調査、対策に対しても、「土壤汚染対策法」・府条例に準じた指導を行っています。

(ウ) 情報の収集・提供等

土地履歴や有害物質取り扱い情報など土壤汚染情報を収集、整理、保存し、適切に提供するように努めています。

(エ) 土壤汚染に係る普及・啓発等

土壤汚染対策においては、調査や対策の実施だけでなく、汚染状況や講じる対策の内容について公表・説明することで、市民の不安を解消することが重要です。大阪市では、土壤汚染が明らかとなった場合、周辺住民等に対して、その状況や対策について説明するよう事業者に指導しているほか、各種セミナー等において、大阪市の土壤汚染の状況などについて、講演等を行っています。

(4) 化学物質

① 事業者による自主的な化学物質管理の促進

化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の業種や要件(従業員数、取扱量等)に該当する事業者には、対象となる化学物質の環境への排出量・事業者による自主的な管理等について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」や府条例に基づく届出が義務付けられています。

大阪市では、こうした届出の受付に加え、本市ホームページを活用した市域内の化学物質排出量の公表や啓発の実施などにより、市民に身の回りの化学物質についての関心を高めていただくことや、事業者による化学物質の自主的な管理の促進を図り、環境への排出抑制を進めています。

なお、大阪市域における令和5年度の化学物質のPRTR法等に基づく届出排出量は1,333トンとなっており、そのうち、919トン(68.9%)を揮発性有機化合物が占めています。

② 有害大気汚染物質対策

ア. 有害大気汚染物質の環境モニタリング

大阪市では、法等に基づき、健康リスクがある程度高いと考えられる23物質について環境モニタリングを行っています。そのうちベンゼンなどの4物質には環境基準が設定されており、またアクリロニトリルなどの11物質には健康リスクの低減を図るために指針値が設定されていますが、令和6年度は全ての調査地点でこれらを下回りました。

イ. 有害大気汚染物質対策

法ではベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの3物質を指定物質とし、排出施設の種類及び排出抑制基準が設定されており、大阪市では事業者に対し基準を遵守するよう指導しています。

また、府条例では、令和5年1月の府条例施行規則の改正に伴い、同年4月から規制対象物質が見直されました。人に対する発がん性や毒性の見地から、上記の法に定める3物質を含めた25物質が有害物質として規制されており、有害物質ごとに設備・構造基準や排出口基準が適用されています。

大阪市では、府条例に定める基準の遵守についても指導しています。

③ ダイオキシン類

ア. ダイオキシン類調査

1) 一般環境調査

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」第26条に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壤について、ダイオキシン類濃度を調査しています。

令和6年度は、大気、水質(水底の底質を含む)及び土壤について、全ての調査地点で環境基準を達成しました。平成12年度からの市内平均濃度の経年変化については、次のとおりです。

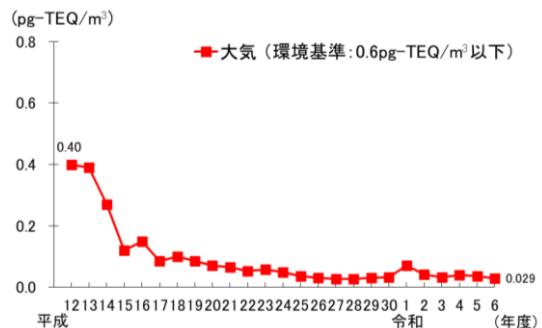
○大気: 平成15年度以降環境基準を大きく下回っており、ほぼ横ばいの傾向にあります。

○水質: 河川は、長期的にみると、緩やかな改善傾向にあります。

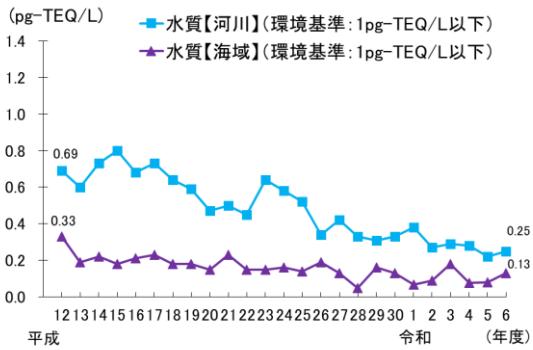
○底質: 河川は平成16年度をピークとして改善傾向にあり、海域は平成15年度以降、ほぼ横ばいの傾向にあります。

ダイオキシン類濃度(市内平均値)の経年変化

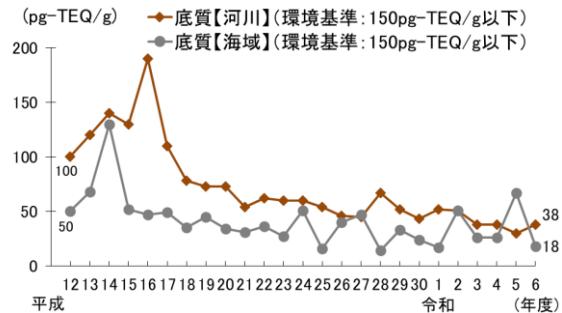
1. 大気



2. 水質



3. 底質



2) 水道水調査

水道水中のダイオキシン類については、最大見積濃度で0.0016pg-TEQ/L未満(令和6年度)と、水道

の要検討項目の目標値 1pg-TEQ/L(暫定)を大きく下回っています。

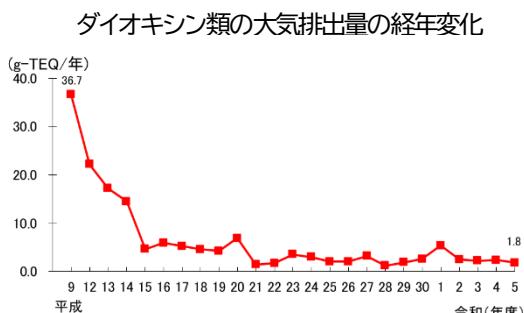
1. ダイオキシン類対策

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」に基づき、廃棄物焼却炉等の設置者に対して、排出基準及び施設の構造・維持管理基準の遵守徹底を目指しています。

1) 設置者による測定

「ダイオキシン類対策特別措置法」第 28 条により、廃棄物焼却炉等の排出ガス、排出水、ばいじん、燃え殻等の基準が適用される特定施設については、設置者がそれらの濃度を測定することが義務付けられています。

なお、大阪市内の特定施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量は 1.8g-TEQ/年(令和 5 年度)と推定され、規制が開始された平成 9 年度に比べおよそ 95% 減少しています。



2) 底質ダイオキシン類浄化対策

港湾区域(河川・港湾重複 7 区域)における平成 15 ~17 年度にかけての調査の結果から、汚染範囲約 56ha、純汚染量(底質)約 93 万 m³、環境基準超過範囲は 160~7,200pg-TEQ/g と確認されています。現在まで当該範囲においてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準超過は確認されておらず、ただちに影響が生じるものではありませんが、適切な浄化対策を推進するため、平成 17 年度に学識経験者で構成される「大阪市底質対策技術検討会」で浄化対策方針を策定し、この方針に基づき平成 18 年度から浄化対策に取り組んでいます。

なお、平成 22 年度の浄化対策の事前調査において、大正区福町堀の一部で国の暫定除去基準を超過する PCB が検出されたことから、「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

河川の底質ダイオキシン類についても、河川整備事業に併せて浚渫を行うなど、浄化対策を実施しております、今後とも取り組んでいきます。また、大阪府との連携のもと、市内河川における汚染範囲等の調査や「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

(5) 騒音・振動

① 騒音・振動の現状

騒音・振動は、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、その発生源は、工場・事業場の機械、建設工事、カラオケ営業や自動車など広範に及んでいます。

大阪市では、道路(高速自動車国道、一般国道、府道、4 車線以上の市道、及び自動車専用道路)に面する地域において、騒音測定を定期的に実施し、沿道における住居の環境基準達成状況を把握しています(自動車騒音常時監視)。令和 5 年度の大阪市域における環境基準達成率は、93.8%となっています。

その他、新幹線鉄道騒音や航空機騒音についても測定し、環境基準の達成状況を把握しています。

② 騒音・振動対策

大阪市では「騒音規制法」、「振動規制法」や府条例により、工場・事業場からの騒音・振動に対する規制指導を行っています。法令に基づく届出により苦情発生の未然防止を図り、苦情が発生した場合は、立入検査により指導しています。なお、建設作業に伴い発生する騒音・振動は一過性とはいえ、日常生活に大きな影響を与えることがあるため、規制指導の対象となる特定建設作業については、届出時に啓発指導を行うとともに、パトロールの実施や講習会の開催等による苦情の未然防止に努めています。

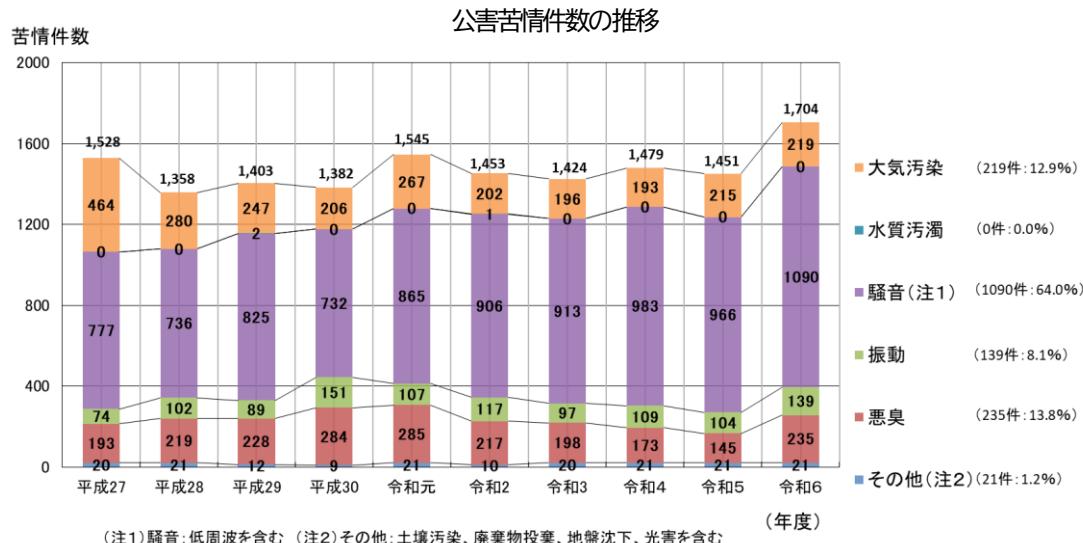
また、自動車騒音等については、沿道地域における改善を図るため、関係機関と連携しながら、低騒音舗装の施工、遮音壁の設置など種々の対策を進めています。

(6) 公害苦情の処理

大阪市では、事業活動に伴って生じる大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害苦情の相談に応じるとともに、市内5か所の環境局環境保全監視グループが発生源の規制指導を行うことによりその解決を図り、生活環境の保全に努めています。

令和6年度中に市民から寄せられた苦情件数は

1,704件(前年度に比べて17.4%増)であり、最も多い苦情は騒音に関するもので、苦情全体の64.0%を占めています。苦情全体のうち指導等により解決したものは1,436件で解決率は84.3%になっています。



(7) 公害健康被害の救済等

① 公害健康被害の補償等の実施

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行にともない、新たな患者の認定は行われないことになり、大阪市では既存の被認定者に対して補償給付及び公害保健福祉事業を実施しています。

A. 既存の被認定者に対する補償

1) 認定更新等

「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行前に申請を行い、認定を受けている者を対象に、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて市長が決定しています。

令和6年度末現在 認定者数:4,490名

2) 補償給付

被認定者及びその遺族に対し、補償給付(療養の給付、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料)を行っています。

令和6年度 補償給付額:5,854百万円

1. 公害保健福祉事業

1) リハビリテーション事業

医師、保健師などによる機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及や運動療法を行つ

ています。

令和6年度 6回実施(35名参加)

2) 転地療養事業

空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などを行っています。

令和6年度 2泊3日実施(17名参加)

3) 家庭療養用具貸与事業

症状の程度から必要度の高い特級及び1級の在宅療養者に対し空気清浄機などを貸与し、療養効果の促進を図っています。

令和6年度 貸与:0件

4) 家庭療養指導事業

各区保健福祉センターの保健師が被認定者に面接や家庭訪問を行い、病状回復を図るために療養指導を行っています。

令和6年度 面接指導数:延べ183名
家庭訪問指導数:延べ162名

- 5) インフルエンザ予防接種自己負担費用助成事業
被認定者のうち、インフルエンザに係る予防接種において、被認定者の負担となる費用を助成しています。

令和6年度 助成数:1,684名

- 6) 禁煙治療費用助成事業
被認定者のうち、医療機関で受けた禁煙治療において、被認定者の負担となる費用を助成しています。

令和6年度 助成数:3名

- ② 健康被害予防事業の実施
大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康相談事業や健康診査事業、機能訓練事業等を実施しています。

ア. 健康相談事業

- 1) ぜん息教室、親と子の健康回復教室、
乳幼児アトピー・ぜん息相談
気管支ぜん息児童等とその保護者等を対象として、疾患に関する理解を深めていただくよう、適切な助言・指導を行っています。

令和6年度 11回実施(378名参加)

- 2) 呼吸器講演会
呼吸器疾患に関する相談に応じ、呼吸器の専門医による講話、理学療法士等によるリハビリ指導を行っています。

令和6年度 5回実施(358名参加)

イ. 健康診査事業

アレルギー素因のある幼児を対象に、ぜん息に関する問診や、保健指導を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っています。

令和6年度 6回実施(14名参加)

ウ. 機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象に、療育上有効な機能回復訓練を行っています。

令和6年度
ぜん息児水泳教室 前半・後半の2クラス
1クール10回コース(373名参加)
気管支ぜん息児の保護者を対象に勉強会を実施
3回実施(101名参加)

③ 健康影響調査

大阪市では、国の広域的、統一的な調査に協力しています。

ア. 「環境保健サーベイランス調査」

大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講じる環境保健サーベイランスシステムを構築するための調査を実施しています。

令和6年度
西淀川区及び淀川区
回答者数 1,428名(3歳児)
1,393名(6歳児)

経済戦略局 Top Commitment

環境問題が地球規模に拡大する中、脱炭素社会の実現と大阪経済の持続的な発展の両立が今後の重要な課題の一つとなっており、当局ではそれらの両立に向けて取組みを着実に推進したいと考えています。

脱炭素社会の実現に向けては、ESCO 事業によるスポーツ関連施設の省エネ改修を図っており、今後も局所管施設における省エネ化に向けた取組みを進めます。

また、脱炭素社会における大阪経済の持続的な発展に向けては、市内企業を対象として、省エネ化に関する相談の取組みを実施するとともに、先進的な技術開発の支援や、環境ビジネスや環境経営に取り組む企業・団体の紹介などにより、環境関連産業の振興を図るほか、特区制度を活用して新エネルギー関連企業の集積等に努めるなど、今後も企業の省エネ化と環境関連産業の振興を図り、大阪経済の持続的な発展を支援します。

水道局 Top Commitment

お客さまにお届けしている水道水は、地球環境と密接に関係しており、環境に深くかかわる水道水を供給する事業者として、環境に配慮した事業運営を行うことは重要な責務であると考えています。

そのため、これまでにポンプ設備をはじめとする水道施設において、様々な省エネ対策を実施してきました。また、太陽光発電や小水力発電の導入など再エネの活用を推進するとともに、浄水発生土の有効利用など廃棄物の減量化にも取り組んでいます。

さらに、令和4年に改訂した「大阪市水道経営戦略(2018-2027)【改訂版】」では、水道事業のあらゆる運営面において、温室効果ガスの排出量削減やプラスチックごみの削減に向けた取組みを着実に進めることを目指しています。この戦略では、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進や再エネの導入拡大など、6つの戦略を掲げて、具体的な取組みを推進しています。

その戦略の1つとして「脱プラスチックに向けたマイボトルの普及促進」を掲げています。具体的には、マイボトルに水道水を補充できる常設型給水スポット「水色スイッチ」の設置、多くの市民が参加するイベント等への移動型給水スポット「水色スイッチポータブル」の出展、市民活動団体等への貸出、「おおさかマイボトルパートナーズ」へ参画する企業との連携及び学校における環境教育の取組みとの連携などを通じて、ペットボトル水の利用からマイボトルによる水道水の飲用利用へのライフスタイルの転換を促進しています。大阪・関西万博においては、当局が構成員として参加する「おおさかマイボトルパートナーズ万博会場給水機設置有志チーム」(協賛6社)の活動の一環としマイボトルで水道水を飲むことができる給水機を会場内に設置し国内外から訪れる方々にマイボトルの普及啓発を行いました。

今後も引き続き、取水、浄水及び送・配水など、お客さまに水をお届けするまでの各工程におけるエネルギー使用量の削減に取り組むとともに、ペーパーレス化の更なる推進など、業務運営のあらゆる面で温室効果ガスの排出量削減やプラスチックごみの削減につながる取組みを着実に進め、地球環境への負荷軽減を通じて、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

第4節 地球環境への貢献



地球温暖化や海洋プラスチックごみなど、地球規模の環境問題を解決するには、国、地方自治体、事業者、環境NPO／NGOなど、様々なレベルでの連携や支援が必要です。大阪市は、国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP-IETC）への協力・支援や独立行政法人 国際協力機構（JICA）、環境省との連携などにより、地球環境に貢献する事業を積極的に推進するとともに、環境に配慮した製品の選択など普段の生活の中での行動変容を広げていくことによって、気候変動や大気汚染・プラスチックごみによる海洋汚染など幅広い分野にわたる地球環境の改善に貢献します。

1 国連機関等への協力、支援

大阪市は、平成4年にUNEP-IETCを花博記念公園鶴見緑地に誘致し、公益財団法人 地球環境センター（GEC）とともに、UNEP-IETCの活動を支援し、開発途上国等の環境問題の解決に取り組んでいます。

(1) 国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP-IETC）の事業

UNEP-IETCは化学物質や廃棄物、大気環境を主要な活動分野としており、開発途上国等を対象に、環境上適正な廃棄物管理技術等の普及促進に取り組んでいます。また2020年から企業や自治体、市民と連携してサステナブルな行動を促進する「UNEPサステナビリティアクション」を展開しており、資源循環の視点を取り入れた持続可能な消費・生産の拡大に取り組んでいます。

(2) 公益財団法人 地球環境センター（GEC）の事業

UNEP-IETCを支援するために設立された法人であり、現在では開発途上国への技術的支援等の国際協力、地球温暖化対策への貢献、環境技術等に関する研修など、様々な地球環境保全のための事業を推進しています。また、日本国政府の二国間クレジット制度（JCM）*設備補助事業の執行団体を務めるなど、地球温暖化対策を支援する数多くの事業を実施することで、SDGsの達成やカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

2 開発途上国・地域との交流とその支援

独立行政法人 国際協力機構（JICA）と協力して、大阪市がこれまで蓄積してきた様々な環境技術・専門的知識を提供する研修を実施しています。主要な研修は次のとおりです。

(1) 「都市固形廃棄物管理の実務コース」

都市環境を考慮しつつ廃棄物処理を推進する知識と技術の習得、環境衛生の向上に資することを目的とした研修です。

令和6年度末 延べ研修修了者:81か国 312名

(3) 「都市上水道維持管理(浄水・水質コース及び給・配水コース)」

開発途上国の水道施設の維持管理に携わる技術者、技術系行政官を対象に、浄水施設、給・配水施設の維持管理手法などの習得を目的とした研修です。

令和6年度末 延べ研修修了者:76か国 358名

(2) 「ベトナム国下水道経営研修」

ベトナムにおいて下水道行政に従事する行政官を対象に、下水道の事業経営をはじめ、下水道資産管理、

3 都市間協力の推進・官民連携による海外展開

(1) 水・環境技術の海外展開

平成 23 年に「大阪 水・環境ソリューション機構(OWESA)」を設立し、上下水道、廃棄物処理など水・環境分野において官民が連携した海外での事業展開をめざしています。

これまで、ベトナムやミャンマー等において、官民連携で水・環境に関する調査を実施し、実証事業の実施など現地での技術採用に向けた取組みを展開しています。今後も引き続き将来の事業化に向けた取組みを進めています。

(2) アジア等の諸都市における脱炭素都市形成支援

ベトナム・ホーチミン市の脱炭素都市形成を支援するため、令和 3 年 3 月に、「脱炭素都市形成に向けた協力に関する覚書」を更新し、ホーチミン市気候変動対策実行計画の進捗管理のための人材育成や、脱炭素化プロジェクトの創出などを進めています。ホーチミン市では、令和 6 年度末までに13件の二国間クレジット制度(JCM)*プロジェクトが採択されるなど、同市の脱炭素化の推進に貢献しています。

令和 3 年 8 月には、フィリピン・ケソン市とも、「脱炭素都市形成に向けた協力に関する覚書」を更新し、同市の脱炭素都市形成の実現に向けた都市間連携を

進めています。

令和 4 年 2 月には、タイにおける最大の経済特区である東部経済回廊(EEC)事務局と「脱炭素都市形成に向けた協力に関する覚書」を締結し、令和 6 年度末までに、2 件のJCMプロジェクトが採択されました。

また、インドのマハラシュトラ州とは、令和 2 年 6 月に「環境保全・エネルギー分野での協力に関する覚書」を締結し、令和 4 年 12 月の更新を経て、令和 6 年 11 月に政策対話を実施するなど、関係を構築しています。

さらに、英国グレーター・マンチェスターとは、令和 5 年 12 月に締結した「環境や経済の分野における交流促進や大学間連携等に係る友好協力関係構築に関する覚書」に基づき交流を深めた結果、令和 7 年 9 月に姉妹都市提携を締結することとなり、気候変動分野における取組事例の共有など、交流を進めています。また、事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るため、平成 28 年 6 月に立ち上げた産学官連携の「Team OSAKA ネットワーク」の活動を通して、アジア諸都市等において、JCM等を活用したプロジェクトを創出する取組みを進めています。

Team OSAKA ネットワーク参加団体数
令和 6 年度 参加団体:162 団体

4 市民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革の促進

地球温暖化や海洋プラスチックごみなど地球規模の環境問題の解決には、普段の生活や生活を支える商品、サービス選択を、価格だけでなく、環境価値も持ち合わせた判断基準とするなど、環境に配慮した消費行動、ライフスタイルへの変革が必要不可欠です。

大阪市は環境省が取り組む国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための新しい国民運動「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民

運動」(通称デコ活*)に賛同し、「デコ活宣言」を行っています。

また、関西広域連合と連携協力し、電力需要の多い夏季や冬季の省エネ・エコスタイル(関西脱炭素アクション)の取組みを促進しています。

また、フードドライブの実施や調理材料を無駄にせず使い切る料理教室の開催など、家庭で取り組む食品ロス削減行動も促進しています。(第 2 章第 2 節参照)

5 地球環境に貢献する事業活動の促進

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、プラスチックごみ削減に貢献する事業者の先進的な技術・サービス等を効果的に発信する動画(1 分・3 分・10 分版)を作成し、国内研修や国際ワークショップ等においても積極的に情報発信しています。

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進動画(3 分)

<https://www.youtube.com/watch?v=k1IAhO3MMgc>



「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進動画

第5節 すべての主体の参加と協働



今日の環境問題には市民生活や企業活動が大きく関わっており、「脱炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「快適な都市環境の確保」の実現には、市民・事業者・経済団体・環境 NPO/NGO・教育機関・行政などが各々の役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが重要です。

そのため、学校から地域、大阪市全体へと環境に対する興味の輪を広げて、全ての主体が環境問題について関心をもち、正しく理解し、意識を高めるとともに、環境問題の解決に向けた行動の実践をめざした取組みを進め、各主体間のパートナーシップの確立を図り、SDGs の達成に貢献します。

1 環境教育、啓発の推進

(1) 主な環境教育・学習事業

① 子どもの頃からの環境教育・学習

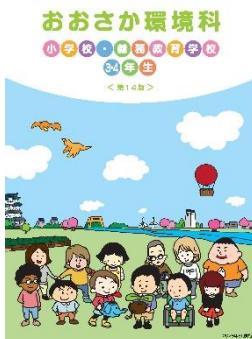
子どもの頃から、地球環境やごみ処理など身近な環境問題への意識の醸成を図るため、大阪市独自の副読本を作成し、授業で活用するとともに、施設見学などの参加・体験型事業を実施しています。

ア.「おおさか環境科」を活用した環境教育

各校園において、体験学習や問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫し、環境教育を推進しています。大阪の環境の特色を踏まえた内容で構成する副読本「おおさか環境科」及び視聴覚教材を作成し、市立の小・中学校、義務教育学校及び市内にある府立の併設型中高一貫教育校に配付して授業での活用を図っています(小学校中学年・同高学年・中学生対象、平成24年度から活用開始)。

また、平成29年度から大阪市の教員向けの電子データベース waku^{x2}.com-bee に掲載し、大阪市の教員が活用できるようにしているほか、令和3年度からは大阪市ホームページに副読本のデジタルブックを掲載しています。

さらに、「おおさか環境科 指導の手引き」を waku^{x2}.com-bee に掲載し、大阪市教員による指導への活用を図っています。



副読本「おおさか環境科」

ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000597430.html>



イ. 小学校における体験学習の実施

環境事業センターでは、小学校向けに出前授業を実施しており、ごみ分別や3Rに関する授業、ごみ収集車への積込み体験などを行っています。

令和6年度 実施数:203回

ウ. ごみ焼却工場等の見学

大阪広域環境施設組合では、学校、各種団体等の施設見学を積極的に受け入れるとともに、ごみ焼却工場見学コースの一般開放(焼却工場オープンデー)を行っています。また、工場に来なくてもごみ処理をオンラインで見て学んでいただけるよう、様々な動画や写真を同組合ホームページに掲載しています。

令和6年度 1,614件(19,204名)

エ. こどもポスターコンクールの実施

児童に社会の一員としての自覚を養い、自ら進んで環境に配慮した行動を実践しようとする態度を育てる目的として開催しています。

令和6年度

テーマ: 「ポイ捨て禁止! ~大阪・関西万博に来られた方にきれいなまち大阪を見てもらおう~」

応募総数:1,332件

オ. 子ども環境情報紙「エコチル」の配布

地球環境問題やエネルギーについて子どもたちの理解を深めるとともに、学校や家庭など日常生活の中でエコライフの浸透を図るため、株式会社アドバコムと連携協定を締結し、子ども環境情報紙「エコチル」を市立小学校の児童に配布しています。

② 地域における環境教育・学習

地域ニーズに応じた環境学習講座等を実施しています。

令和6年度
開催回数:116回 参加者数:3,083名

(3) AR技術等を活用した体験型環境学習講座
脱炭素社会の構築に向けて、市民の環境問題に対する意識改革や行動変容を促進するため、AR(拡張現実)技術等を活用した気候変動・生物多様性についての体験学習講座を実施しています。

令和6年度
開催回数:146回 参加者数:6,022名

④ 情報発信・普及啓発

6月の「環境月間」や10月の「ごみ減量強化月間」に合わせた取組みのほか、通年で実施する地球温暖化防止活動の取組みなど、様々な啓発活動を推進しています。

ア. ECO 縁日

昔ながらの“縁日”を再現し、来場者が出展者の日頃実践している環境活動に関する発表や体験を通じて、人と自然、生活と環境の関わりについて学ぶイベントを花博記念公園鶴見緑地内において開催しています。



令和6年度
開催日:11月9日 来場者数:6,369名

イ. ごみ焼却工場オープンデー

大阪広域環境施設組合では、ごみ焼却工場の処理工程やエネルギーの有効利用、公害防止対策への理解を深めていただくために、予約なしで自由に見学できるオープンデーを開催しています。

令和6年度 開催回数 11回
参加者数 2,683人

ウ. 净水場見学・出前水道教室

水道に関する理解と関心を深めていただくために、浄水場見学や、小学校や各地域に講師を派遣する出前水道教室を行っています。水道の歴史や水の循環などについて学んでいただくとともに、浄水過程のミニ

実験も行っています。

令和6年度
浄水場見学 実施回数:482回
参加者数:12,011名
出前水道教室 実施回数:47回
参加者数:2,314名

エ. 下水道科学館「体験型イベント」

下水道・水環境について考えるきっかけ作り、さらに環境問題などへの興味や学習意欲を喚起するイベント等を定期的に開催しています。

令和6年度 実施数:306回

(2) 環境学習関連施設

① 環境活動推進施設(なにわECOスクエア)

環境学習講座や区役所との連携、環境NPO/NGO、環境ボランティア等のネットワーク強化のためのプラットフォームとして、さらに生物多様性の拠点施設として活用しています。



ホームページ
<https://www.naniwa-ecostyle.net/naniwaecosquare/>



② 自然体験観察園

「国際花と緑の博覧会」の理念「自然と人間との共生」を継承し、かつての里山・田園風景を手本とし、人と自然との関わり合いを、体験を通じて学べる屋外フィールド施設です。環境活動推進施設に隣接し、田んぼ・畑を活用した様々な体験学習や、園内の自然観察会を実施しています。



ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000390039.html>



③ 下水道科学館

「海外展開」「技術開発」「学習・研修」の3つの機能を持つ下水道に関する情報発信拠点として、下水道が生活に欠かせないライフラインであることを認識し、理解を深めてもらうための PR 施設です。



ホームページ
<https://www.osaka-ssm.jp/>



④ 自然史博物館

自然についての資料を収集し、その成り立ちやしくみ、変遷や歴史を、展示や普及活動、研究を通して広く知つてもらう施設です。



ホームページ
<https://www.omnh.jp/>



⑤ 天王寺動物園

動物の生息地にいるような臨場感あふれる生態的展示をはじめ、各種普及行事、講話プログラムなどを用いた環境教育の推進及び種の保存を通じて、生物多様性の維持に貢献する動物園として発展し続けます。



ホームページ
<https://www.tennojizoo.jp>



(3) 担い手の育成・パートナーシップの強化・環境貢献者の表彰

① 「なにわエコ会議」

市民、環境 NPO/NGO、事業者、学識経験者と行政との協働のもと、地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けた様々な活動を推進し、SDGsの達成に寄与しています。環境情報誌「なにわエコウェーブ」の発行や、地域と連携した環境教育・啓発イベント「環境ふれあいひろば」の開催などの実践活動を行っています。

環境ふれあいひろば in 咲洲にども EXPO

日時…令和6年10月26日(土) 11時~15時

場所…ATC

参加者…延べ 987 名

開催内容…

- ・NPO や団体による体験型、展示型ブースの設置
- ・なにわエコ会議賞表彰式やなにわエコ会議の取組み内容の紹介



② おおさか環境ネットワーク、生物多様性に関するネットワーク

環境活動を行う団体・NPO・企業や生物多様性に関する様々な主体が集い、連携を図り、ネットワーク構築をめざすとともに、各主体が行う活動が地域で広がるよう各主体が行う取組みの情報共有や連携強化を目的とした会議を積極的に開催しています。

令和6年度 開催回数:8回

③ 大阪市エコボランティア

すべての主体が環境問題について関心を持ち、環境問題の解決に向けた行動を実践できるよう、大阪市が推進する環境学習事業や環境保全活動に積極的に携わり、環境保全活動のリーダーとなる大阪市エコボランティアを募集しています。大阪市では、エコボランティアと協働して環境問題の解決に向けた様々な活動を推進しています。

令和6年度
大阪市エコボランティア登録者数:94名

④ 環境貢献者の表彰

環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境への負荷の少ない環境共生型・資源循環型社会の形成を促進することを目的として、環境の保全と創造に関し顕著な功績のあった個人、団体・事業者及び学校園を表彰しています。

令和6年度
表彰件数:個人1件 団体・事業者1件
学校園1件

2 環境影響評価による環境配慮の推進

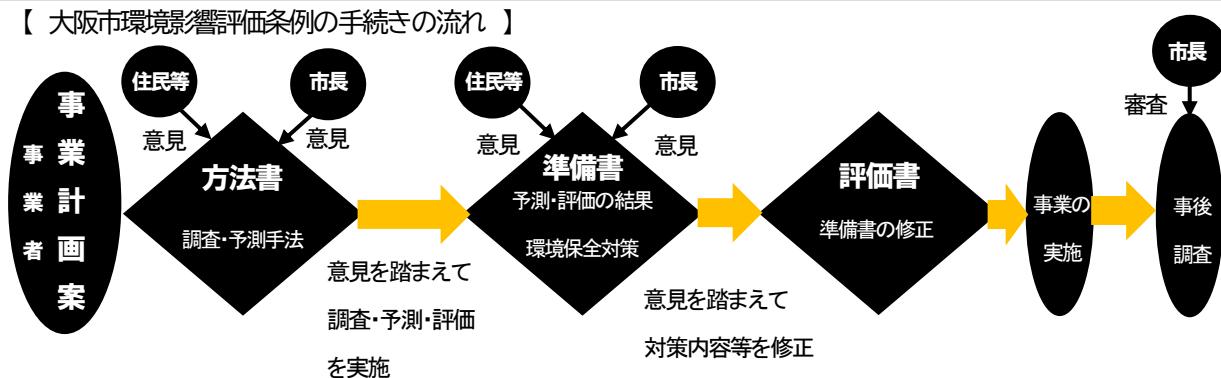
大規模な事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞くことにより、環境の保全に適切な配慮がなされるよう環境影

響評価制度を実施しています。

これまでに大阪市域で環境影響評価の手続きが行われた事業は58事業です(令和6年度末現在)。

【環境影響評価項目】								
・大気質	・水質、底質	・地下水	・土壤	・騒音	・振動	・低周波音	・地盤沈下	
・悪臭	・日照阻害	・電波障害	・廃棄物、残土	・地球環境	・地象	・気象(風害を含む)	・自然とのふれあい活動の場	
・水象	・動物	・植物	・生態系	・景観	・自然とのふれあい活動の場	・文化財		

【大阪市環境影響評価条例の手続きの流れ】



3 大阪市が率先する取組み

(1) 大阪市府内環境管理計画の取組み

大阪市独自の環境マネジメントシステム「大阪市府内環境管理計画」に基づき、不要な照明の消灯や、資源化可能な紙ごみの分別・リサイクルなど、省エネ、省資源、廃棄物の減量・リサイクルに取り組んでおり、各所属の温室効果ガス排出量や、省エネ・省資源の取組みの実施状況を公表しています。

また、全職員を対象に、年3回の研修を実施しているほか、職員の環境保全の取組みを相互に点検・評価(クロスチェック)する内部監査、各所属の取組みについて有識者の専門的な助言をいただく外部評価を実施しています。

を平成14年6月から施行し、環境負荷の低減に役立つ取組みを推進しています。

(3) 電力調達に係る環境配慮の取組み

大阪市では、事務事業に伴う温室効果ガス等の排出削減を推進するため、電力調達の入札を行う場合、価格だけでなく、電気事業者による環境負荷の低減に関する取組み状況等を考慮する環境配慮制度を平成20年度から導入しています。令和6年度は、世界的な燃料価格の高騰などの影響から、大阪市の市有施設において、本制度による契約はありませんでした。

(2) グリーン購入*の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が平成13年4月に施行されたことを受け、大阪市においても「大阪市グリーン調達方針」